

第14章 評価書の補正

環境影響評価書の作成にあたっては、大臣意見を勘案するとともに、環境影響評価書の記載事項について検討を加え、必要な追記・補正を行った。

補正前の環境影響評価書からの主な相違点を、表 14-1 に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っている。

表 14-1(1) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 3-20 3) 非常口	都市部における非常口の概要を図 3-4-8 に示す。なお、都市部においてはトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から概ね 5km 間隔、直径約 30m を基本として設けるものとし、避難用のエレベーター及び階段を設置する。	都市部における非常口の概要を図 3-4-8 に示す。なお、都市部においてはトンネル内の換気及び異常時の避難等の観点から概ね 5km 間隔、直径約 30m を基本として設けるものとし、避難用のエレベーター及び階段を設置する。 <u>東京都内の非常口（都市部）から発生する微気圧波については、上り方向列車が相模川左岸でトンネルに高速で突入する際にのみ発生する。また、非常口（都市部）においては、トンネルと地上部への換気経路の接続部に開閉設備を設置しており、この開閉設備は列車が通過する前に扉を遮断するため、列車が非常口を通過する時に新たな圧縮波が発生することはない。</u>
p. 3-21 4) 換気施設等	この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがない構造となっている。	この設備棟はコンクリート等の堅固な壁で覆うなど、屋外へ機器等が露出することがなく、 <u>受電・配電設備等の騒音や振動の影響が発生しない構造</u> となっている。
p. 3-26 イ. 都市トンネル部（非常口含む）	非常口の施工に際しては、図 3-4-16 及び図 3-4-17 に示すとおり、鉄筋コンクリート製（以下、RC）地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。	非常口の施工に際しては、図 3-4-16 及び図 3-4-17 に示すとおり、鉄筋コンクリート製（以下、RC）地中連続壁又はケーソン工法を、地表の状況及び深度に応じて選定したうえで掘り進めていく。 <u>なお、非常口（都市部）では、止水性の高い地中連続壁等を設け、漏水による地下水の水位低下を防ぐ。</u>
p. 3-28 イ. 都市トンネル部（非常口含む）	また、工事の実施にあたり、図 3-4-18 から図 3-4-21 に示すとおり、非常口の工事箇所に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等の設置を行う計画としている。なお、ヤード面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。	また、工事の実施にあたり、図 3-4-18 から図 3-4-21 に示すとおり、非常口の工事箇所に工事施工ヤードを設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンス（仮囲い等）を設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、必要に応じてコンクリートプラント等の設置を行う計画としている。なお、ヤード面積は 0.5～1.0ha を標準として考えている。 <u>工事施工ヤードの設置においては、できる限り改変を小さくするとともに、良好な自然植生が残る箇所は避けるよう計画する。また、仮囲い等については、色彩などにより周辺と調和するよう地域の景観に配慮していく。</u>

表 14-1(2) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 3-33 (4) 工事に伴う工事用道路、発生土及び工事排水の処理</p>	<p>発生土⁶は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。また、新たに発生土置き場等が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。なお、発生土置き場等は、都及び関係区市町村の協力を得て選定していくことを考えている。</p>	<p>発生土⁶は本事業内で再利用、他の公共事業等への有効利用に努める。新たに発生土置き場等が必要となる場合には、事前に調査検討を行い、周辺環境への影響をできる限り回避・低減するよう適切に対処する。なお、発生土置き場等は、都及び関係区市町村の協力を得て選定していくことを考えている。また、場所の選定にあたっては、<u>地質調査や測量等を実施し、森林法や河川法等の関係法令に基づいて都県や河川の管理者等と協議を行い</u>つつ、<u>生物多様性の保全上重要な自然環境・地域、具体的には環境省が選定した「特定植物群落」、「日本の重要湿地 500」等のほか、自然植生、湿地、希少な動植物の生息地・生育地、まとまった緑地等、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域、土砂の流出があった場合に近傍河川の汚濁のおそれがある区域等をできる限り避けるとともに、第 10 章に示す調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていく。設計段階においては、発生土の土質に応じたのり面勾配の確保や擁壁の設置、排水設備の設置を検討するとともに、工事完了後には、できる限り早期に土砂流出防止に有効な</u>のり面への播種や緑化を実施する。また、<u>緑化されるまでの期間においても沈砂池を設置することなどにより土砂の流出や濁水を防止する対策を実施し、発生土置き場からの流出土砂による河床上昇・溪床への堆積に伴う災害危険度の増大、発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害、発生土置き場からの濁水に伴う河川への影響が生じないよう努める。発生土を運搬する際には、飛散流出等により周辺環境に影響を及ぼさないよう、ダンプトラックへのシート設置等の流出防止策を実施し、沿道への影響を低減していく。さらに、工事中及び完成後において周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を置き場ごとに作成して適切に管理を進める。これらの調査や影響検討の結果、環境保全措置内容及び管理計画については公表するとともに、関係する住民の方々への説明やご意見を伺う機会を設けていく。第三者が最終的に管理を行うこととなる場合には、この管理計画を引き継ぎ、清掃による排水設備の機能確保等、適切な管理が継続して行われるようにしていく。</u></p>

表 14-1(3) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 3-33 (5) 工事実施期間	なお、鉄道事業の特性上やむを得ない場合（現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等）にも夜間作業を実施する。その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、付近の住民に対し事前に工事の実施期間、内容等について周知徹底する。	なお、鉄道事業の特性上やむを得ない場合（現在の列車運行を確保しながら工事を行う場合等）にも夜間作業を実施する。その際には、極力夜間作業が少なくなるような工事計画を立て、十分な安全対策を講じるとともに、 <u>関係機関と適宜協議を行い、工事説明会などの場を通じて</u> 付近の住民に対し事前に工事の実施期間、内容等について周知徹底する。
p. 4-2-1-51 表 4-2-1-36 流量観測結果（平成 24 年度）	平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を記載	平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を反映
p. 4-2-1-53 図 4-2-1-10(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図	参考資料として平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を使用	参考資料として平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を使用
p. 4-2-1-55 図 4-2-1-10(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況及び水環境に係る測定地点図	参考資料として平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を使用	参考資料として平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を使用
p. 4-2-1-57 表 4-2-1-37(1) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 24 年度）	平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を記載	平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を反映
p. 4-2-1-58 表 4-2-1-37(2) 生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（平成 24 年度）	平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を記載	平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を反映
p. 4-2-1-60 イ) 地下水	対象事業実施区域を含む区市における人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、表 4-2-1-40 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む区市では、全項目において環境基準を満たしている。	対象事業実施区域を含む区市における人の健康の保護に関する地下水水質測定結果は、表 4-2-1-40 に示すとおりである。対象事業実施区域を含む区市では、 <u>世田谷区の 1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過している。その他の地点では全項目において環境基準を満たしている。</u>
p. 4-2-1-60 表 4-2-1-40(1) 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 24 年度）	平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を記載	平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を反映
p. 4-2-1-61 表 4-2-1-40(2) 人の健康の保護に関する地下水水質測定結果（平成 24 年度）	平成 23 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を記載	平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果を反映

表 14-1(4) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 4-2-1-77 表 4-2-1-53 土壌の汚染に係る環境基準	(1,1-ジクロロエチレン、環境上の条件) 検液 11 につき 0.02mg 以下であること	(1,1-ジクロロエチレン、環境上の条件) 検液 11 につき <u>0.1mg</u> 以下であること
p. 4-2-1-78 表 4-2-1-54 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準	(備考) 1. 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。 2. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 3. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合)には、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	(備考) 1. <u>基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。</u> 2. <u>土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計又はガスクロマトグラフ四重極形質量分析計により測定する方法(以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を測定した値とみなす。</u> 3. 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合)には、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
p. 4-2-2-27 2) 湧水等の分布	その他、「湧水保全ポータルサイト」に記載のある「代表的な湧水」は、品川区の池田山公園、世田谷区の等々力溪谷等 39 箇所であり、都選定の「東京都の名湧水」は、大田区の洗足流れ及び六郷用水等 12 箇所がある。	その他、「湧水保全ポータルサイト」に記載のある「代表的な湧水」は、品川区の池田山公園、世田谷区の等々力溪谷等 <u>37</u> 箇所であり、都選定の「東京都の名湧水」は、大田区の洗足流れ及び六郷用水等 12 箇所がある。
p. 4-2-2-28 表 4-2-2-8 湧水等の分布状況	平成 25 年 6 月時点の湧水保全ポータルサイトを引用	平成 26 年 7 月時点の湧水保全ポータルサイトを反映
p. 4-2-2-29 図 4-2-2-3 (1) 湧水等の分布図	平成 25 年 6 月時点の湧水保全ポータルサイトを使用	平成 26 年 7 月時点の湧水保全ポータルサイトを使用
p. 4-2-2-31 図 4-2-2-3 (2) 湧水等の分布図	平成 25 年 6 月時点の湧水保全ポータルサイトを使用	平成 26 年 7 月時点の湧水保全ポータルサイトを使用
p. 5-2-33 表 5-2-4-11 土壌の予測結果	(大深度部) ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 4 箇所存在するため、トンネル、駅および非常口(都市部)等の工事における土地の掘削等により基準不適合土壌が拡散する可能性がある。	(大深度部) ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が 4 箇所存在するため、トンネル、駅および非常口(都市部)等の工事における土地の掘削等により基準不適合土壌が拡散する可能性がある。 <u>また、要措置区域は 1 箇所存在するものの、該当区域は回避するよう計画することから、影響はない。</u>

表 14-1(5) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 7-35 表 7-2-1(15) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(温室効果ガス、(工事の実施)、影響要因の区分) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>(温室効果ガス、(工事の実施)、影響要因の区分) ・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・建設資材の使用 ・廃棄物の発生</p>
<p>p. 7-35 表 7-2-1(15) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(温室効果ガス、(工事の実施)、予測の基本的な手法) 予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により発生する二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3物質とする。</p>	<p>(温室効果ガス、(工事の実施)、予測の基本的な手法) 予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生により生ずる二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の3物質とする。</p>
<p>p. 7-35 表 7-2-1(15) 環境影響評価項目に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由</p>	<p>(温室効果ガス、(存在及び供用)、予測の基本的な手法) 予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設(駅、換気施設)の供用により発生する二酸化炭素(CO₂)とする。</p>	<p>(温室効果ガス、(存在及び供用)、予測の基本的な手法) 予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設(駅、換気施設)の供用により発生する二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)の3物質とする。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素(CO₂)換算で算出する。</p>
<p>p. 8-1-1-37 表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) 工事従事者への講習・指導 (実施の適否) 適 (適否の理由) 建設機械の使用時における配慮及び建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-1-1-37 表 8-1-1-21 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) 工事の平準化 (実施の適否) 適 (適否の理由) 工事の平準化により片寄った施工を避けることで、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</p>

表 14-1(6) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																																																																								
<p>p. 8-1-1-37 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「排出ガス対策型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」及び「VOCの排出抑制」を実施する。</p>	<p>本事業では、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「排出ガス対策型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、<u>「VOCの排出抑制」、</u>「<u>工事従事者への講習・指導</u>」及び「<u>工事の平準化</u>」を実施する。</p>																																																																																								
<p>p. 8-1-1-39 表 8-1-1-22(6) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>																																																																																								
<p>p. 8-1-1-39 表 8-1-1-22(7) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>																																																																																								
<p>p. 8-1-1-47 ①車両交通量</p>	<p>各予測地点における資材及び機械の運搬に用いる車両の台数を表 8-1-1-27 に示す。</p>	<p>各予測地点における資材及び機械の運搬に用いる車両の台数を表 8-1-1-27 に示す。また、<u>設定した走行速度は、渋滞による速度低下等も考慮するため現地により実測した結果を踏まえて設定した。</u></p>																																																																																								
<p>p. 8-1-1-47～48 表 8-1-1-27 資材及び機械の運搬に用いる車両等の台数</p>	<table border="1" data-bbox="592 1093 879 1256"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地点番号</th> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">資材及び機械の運搬に用いる車両(年間発生台数)</th> </tr> <tr> <th>大型車</th> <th>小型車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>港区特別区道1119号</td> <td>10,062</td> <td></td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>品川区特別区道12号</td> <td>86,101</td> <td></td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>都道316号(海岸通り)</td> <td>242,534</td> <td></td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>都道2号(中原街道)</td> <td>28,062</td> <td></td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>神奈川県道137号(上麻生浄光寺線)</td> <td>25,431</td> <td></td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>都道18号(鎌倉街道)</td> <td>197,069</td> <td></td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>市道増2000号</td> <td>90,959</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地点番号	路線名	資材及び機械の運搬に用いる車両(年間発生台数)		大型車	小型車	01	港区特別区道1119号	10,062		02	品川区特別区道12号	86,101		03	都道316号(海岸通り)	242,534		04	都道2号(中原街道)	28,062		05	神奈川県道137号(上麻生浄光寺線)	25,431		06	都道18号(鎌倉街道)	197,069		07	市道増2000号	90,959		<table border="1" data-bbox="986 1093 1378 1294"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地点番号</th> <th rowspan="3">路線名</th> <th colspan="3">資材及び機械の運搬に用いる車両(年間発生台数)</th> </tr> <tr> <th colspan="3">大型車</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>港区特別区道1119号</td> <td>4,748</td> <td>5,314</td> <td>10,062</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>品川区特別区道12号</td> <td>43,063</td> <td>43,038</td> <td>86,101</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">03</td> <td>都道316号(海岸通り)</td> <td>216,047</td> <td>26,487</td> <td>242,534</td> </tr> <tr> <td>都道316号(海岸通り)</td> <td>26,168</td> <td>26,487</td> <td>52,655</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">04</td> <td>都道317号(山手通り)</td> <td>189,879</td> <td>0</td> <td>189,879</td> </tr> <tr> <td>都道2号(中原街道)</td> <td>28,062</td> <td>0</td> <td>28,062</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>神奈川県道137号(上麻生浄光寺線)</td> <td>25,431</td> <td>0</td> <td>25,431</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>都道18号(鎌倉街道)</td> <td>197,069</td> <td>0</td> <td>197,069</td> </tr> <tr> <td>07</td> <td>市道増2000号</td> <td>90,959</td> <td>0</td> <td>90,959</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 地点番号03は都道316号(海岸通り)に都道317号(山手通り)が接続することより、それぞれの車両台数を示す。 注2. 昼夜区分 昼間: 6:00~22:00、夜間: 22:00~翌6:00 注3. 運行時間帯 昼間: 8:00~17:00(12:00台を除く)、夜間: 22:00~翌6:00 注4. 表中の発生交通量は片道の台数を示す。</p>	地点番号	路線名	資材及び機械の運搬に用いる車両(年間発生台数)			大型車			昼間	夜間	合計	01	港区特別区道1119号	4,748	5,314	10,062	02	品川区特別区道12号	43,063	43,038	86,101	03	都道316号(海岸通り)	216,047	26,487	242,534	都道316号(海岸通り)	26,168	26,487	52,655	04	都道317号(山手通り)	189,879	0	189,879	都道2号(中原街道)	28,062	0	28,062	05	神奈川県道137号(上麻生浄光寺線)	25,431	0	25,431	06	都道18号(鎌倉街道)	197,069	0	197,069	07	市道増2000号	90,959	0	90,959
地点番号	路線名			資材及び機械の運搬に用いる車両(年間発生台数)																																																																																						
		大型車	小型車																																																																																							
01	港区特別区道1119号	10,062																																																																																								
02	品川区特別区道12号	86,101																																																																																								
03	都道316号(海岸通り)	242,534																																																																																								
04	都道2号(中原街道)	28,062																																																																																								
05	神奈川県道137号(上麻生浄光寺線)	25,431																																																																																								
06	都道18号(鎌倉街道)	197,069																																																																																								
07	市道増2000号	90,959																																																																																								
地点番号	路線名	資材及び機械の運搬に用いる車両(年間発生台数)																																																																																								
		大型車																																																																																								
		昼間	夜間	合計																																																																																						
01	港区特別区道1119号	4,748	5,314	10,062																																																																																						
02	品川区特別区道12号	43,063	43,038	86,101																																																																																						
03	都道316号(海岸通り)	216,047	26,487	242,534																																																																																						
	都道316号(海岸通り)	26,168	26,487	52,655																																																																																						
04	都道317号(山手通り)	189,879	0	189,879																																																																																						
	都道2号(中原街道)	28,062	0	28,062																																																																																						
05	神奈川県道137号(上麻生浄光寺線)	25,431	0	25,431																																																																																						
06	都道18号(鎌倉街道)	197,069	0	197,069																																																																																						
07	市道増2000号	90,959	0	90,959																																																																																						
<p>p. 8-1-1-54 表 8-1-1-31 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持並びに環境負荷低減を意識した運転の徹底について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</u></p>																																																																																								

表 14-1(7) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-1-54 表 8-1-1-31 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事の平準化</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>工事の平準化により資材及び機械の運搬に用いる車両が集中しないことで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の局地的な発生を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-1-54 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、「低公害型の工事用車両の選定」及び「VOC の排出抑制」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、「低公害型の工事用車両の選定」、「VOC の排出抑制」、「 <u>工事従事者への講習・指導</u> 」及び「 <u>工事の平準化</u> 」を実施する。
p. 8-1-1-56 表 8-1-1-32(6) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-1-56 表 8-1-1-32(7) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-2-6 5) 調査期間等	文献調査の調査時期は、最新年の資料を入手可能な時期とした。 現地調査の調査時期は、表 8-1-2-5 のとおり、騒音が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。	文献調査の調査時期は、最新年の資料を入手可能な時期とした。 現地調査の調査時期は、表 8-1-2-5 のとおりである。 <u>調査範囲が広域に渡ること、調査員数に限りがあること、また、天候による調査日選定の関係もあつたことから、同一日における一斉調査は困難であり、地域毎に調査日が異なっているが</u> 、騒音が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の 24 時間とした。
p. 8-1-2-7 b) 道路交通騒音	現地調査による道路交通騒音の測定結果を表 8-1-2-7 に示す。2 地点において環境基準を満たしていなかった。	現地調査による道路交通騒音の測定結果を表 8-1-2-7 に示す。 <u>昼間 2 地点、夜間 3 地点</u> において環境基準を満たしていなかった。
p. 8-1-2-10 b) 予測式	$\Delta L_d = \begin{cases} -5 + 15.2 \sinh^{-1}(\delta ^{0.42}) & 0 \leq \delta < 0.073 \\ 0 & 0.073 < \delta \end{cases}$	$\Delta L_d = \begin{cases} -5 + 15.2 \sinh^{-1}(\delta ^{0.42}) & 0 < \delta \leq 0.073 \\ 0 & 0.073 < \delta \end{cases}$
p. 8-1-2-18 表 8-1-2-14 環境保全措置の検討の状況	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策、適否の理由) 住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。	(仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策、適否の理由) <u>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。なお、防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている (ASJ CN-Model 2007)。</u>

表 14-1(8) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-2-18 表 8-1-2-14 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>建設機械の使用時における配慮及び建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-1-2-18 f) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、建設機械の稼働に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」を実施する。</p>	<p>本事業では、建設機械の稼働に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低騒音型建設機械の採用」、「仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「工事の平準化」及び「<u>工事従事者への講習・指導</u>」を実施する。</p>
<p>p. 8-1-2-19 表 8-1-2-15(2) 環境保全措置の内容</p>	<p>住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p><u>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれることから、環境保全措置として採用する。なお、防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている (ASJ CN-Model 2007)。</u></p>
<p>p. 8-1-2-20 表 8-1-2-15(7) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-1-2-23 b) 基準又は目標との整合性の検討</p>	<p>よって、建設機械の稼働による騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。</p>	<p>よって、建設機械の稼働による騒音は、基準又は目標との整合が図られていると評価する。 <u>なお、特定建設作業に該当する場合は、騒音規制法に基づく実施の届出を行う。</u></p>
<p>p. 8-1-2-27 表 8-1-2-20 予測条件</p>	<p>注 1. 昼間は 6:00～22:00、夜間は 22:00～翌 6:00 注 2. 発生交通量は、1 日の片道の工事用車両台数とした。</p>	<p>注 1. <u>昼夜区分 昼間：6:00～22:00、夜間：22:00～翌 6:00</u> 注 2. <u>運行時間帯 昼間：8:00～17:00 (12:00 台を除く)、夜間：22:00～翌 6:00</u> 注 3. <u>表中の発生交通量は、片道の台数を示す。</u></p>

表 14-1(9) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-2-31 表 8-1-2-22 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持及び環境負荷低減を意識した運転の徹底について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-1-2-31 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</u>」、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</u>」、「<u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u>」及び「<u>工事の平準化</u>」を実施する。</p>	<p>本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</u>」、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</u>」、「<u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u>」及び「<u>工事の平準化</u>」及び「<u>工事従事者への講習・指導</u>」を実施する。</p>
<p>p. 8-1-2-32 表 8-1-2-23(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-1-2-34 a) 回避又は低減に係る評価</p>	<p>本事業では、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持</u>」、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</u>」、「<u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u>」及び「<u>工事の平準化</u>」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。</p>	<p>本事業では、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持</u>」、「<u>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮</u>」、「<u>環境負荷低減を意識した運転の徹底</u>」及び「<u>工事の平準化</u>」及び「<u>工事従事者への講習・指導</u>」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音の環境影響について低減が図られているものと評価する。</p>
<p>p. 8-1-2-34 b) 基準又は目標との整合性の検討</p>	<p>この内、現況で騒音に係る環境基準 60dB、70dB を超過している地点の予測結果はそれぞれ 67dB、72dB となる。これは現況の騒音レベルが基準を超過しているものであり、資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与はほとんどない。</p>	<p>この内、現況で騒音に係る環境基準 60dB、70dB を超過している地点の予測結果はそれぞれ 67dB、72dB となる。これは現況の騒音レベルが基準を超過しているものであり、資材及び機械の運搬に用いる車両による寄与はほとんどない。<u>なお、既に環境基準を超過している地点については、道路管理者と連絡、調整を密に図り、更なる環境影響の低減に努める。</u></p>

表 14-1(10) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-2-38 表 8-1-2-28 換気装置の パワーレベル</p>	<p>注1. PWL:換気装置1台のパワーレベル (既存の装置における測定値より 推定)</p>	<p>注1. PWL:換気装置1台のパワーレベル (既存の装置における測定値より 推定) 注 2. <u>同程度の既存換気装置を 80%運 転した時における測定値につい て、送風機ハンドブックに基づ いて動力換算しパワーレベルを 推定。また、既存換気装置の測 定にあたっては、JIS B 8346 (送 風機及び圧縮機—騒音レベル測 定方法) に基づいて実施。</u> 注 3. <u>計画している換気装置は、同形式 の軸流式換気装置を予定</u></p>
<p>p. 8-1-2-38 表 8-1-2-30 消音設備の 減音量</p>	<p>注1. $\Delta L1$: 消音設備の減音量 (メーカ ーカタログによる)</p>	<p>注1. $\Delta L1$: 消音設備の減音量 (メーカ ーカタログによる) <u>また、サイレンサのメーカーカタ ログ値は、ISO 7235 (Acoustics- Measurement procedures for du cted silencers-) を参考に減音 量を測定。</u></p>
<p>p. 8-1-2-42 表 8-1-2-33 環境保全措 置の検討の状況</p>	<p>(換気ダクトの曲がり部の設置、適否 の理由) 換気施設のダクトに曲がり部を設 置することで回折による減音効果に より、騒音を低減できることから、環 境保全措置として採用する。</p>	<p>(換気ダクトの曲がり部の設置、適否 の理由) 換気施設のダクトに曲がり部を設 置することで回折による減音効果に より、騒音を低減できる(「実務的騒 音対策指針等」(日本建築学会)に減 音効果が記載されており、道路の換 気設備の予測事例では、約 3dB の 減音を見込んでいる)ことから、環 境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-1-2-42 イ) 環境保全措置の実施主 体、方法その他の環境保全 措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、鉄道施設(換気施設) の供用による騒音に係る環境影響 を低減させるため、環境保全措置 として「環境対策型換気施設の採 用」、「消音装置の設置」、「換 気ダクトの曲がり部の設置」及び 「換気施設の点検・整備による性 能維持」を実施する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設(換気施設) の供用による騒音に係る環境影響 を低減させるため、環境保全措置 として「環境対策型換気施設の採 用」、「消音装置の設置」、「換 気ダクトの曲がり部の設置」及び 「換気施設の点検・整備による性 能維持」を実施する。 <u>また、環境対策型換気施設の詳 細な設計時には、主な騒音源の 騒音値等を踏まえ設備を覆うコ ンクリートの厚さを検討する。</u></p>
<p>p. 8-1-2-43 表 8-1-2-34(3) 環境保全 措置の内容</p>	<p>換気施設のダクトに曲がり部を 設置することで回折による減音 効果により、騒音を低減できる ことから、環境保全措置として 採用する。</p>	<p>換気施設のダクトに曲がり部を 設置することで回折による減音 効果により、騒音を低減できる (「実務的騒音対策指針等」 (日本建築学会)に減音効果が 記載されており、道路の換気 設備の予測事例では、約 3dB の減音を見込んでいる)。</p>

表 14-1(11) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-1-3-5 5) 調査期間等</p>	<p>文献調査の調査時期は、最新の資料を入手可能な時期とした。 現地調査の調査時期は表8-1-3-5に示すとおり、振動が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の24時間とした。</p>	<p>文献調査の調査時期は、最新の資料を入手可能な時期とした。 現地調査の調査時期は表8-1-3-5のとおりである。<u>調査範囲が広域に渡る</u>こと、<u>調査員数に限りがある</u>こと、<u>また、天候による調査日選定の関係もあった</u>ことから、<u>同一日における一斉調査は困難であり、地域毎に調査日が異なっている</u>が、振動が年間を通して平均的な状況であると考えられる平日の24時間とした。</p>
<p>p. 8-1-3-15 表 8-1-3-15 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>建設機械の使用時における配慮及び建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-1-3-15 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、建設機械の稼働に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低振動型建設機械の採用」「工事規模に合わせた建設機械の設定」「建設機械の使用時における配慮」「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」を実施する。</p>	<p>本事業では、建設機械の稼働に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低振動型建設機械の採用」、<u>「工事規模に合わせた建設機械の設定」</u>、「建設機械の使用時における配慮」、<u>「建設機械の点検及び整備による性能維持」</u>、「工事の平準化」及び<u>「工事従事者への講習・指導」</u>を実施する。</p>
<p>p. 8-1-3-17 表 8-1-3-16(6) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-1-3-19 a) 回避又は低減に係る評価</p>	<p>建設機械の稼働による各地点の振動レベルの予測値は 59dB～65dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 本事業では、これらの状況に加え、「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検・整備による性能維持」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。</p>	<p>建設機械の稼働による各地点の振動レベルの予測値は 59dB～65dB となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 本事業では、これらの状況に加え、「低振動型建設機械の採用」、「工事規模に合わせた建設機械の設定」、「建設機械の使用時における配慮」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、<u>「工事の平準化」</u>及び<u>「工事従事者への講習・指導」</u>の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。</p>

表 14-1(12) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-3-19 b) 基準又は目標との整合性の検討	よって、建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標との整合性は図られていると評価する。	よって、建設機械の稼働に係る振動は、基準又は目標との整合性は図られていると評価する。 なお、特定建設作業に該当する場合は、 <u>振動規制法に基づく実施の届出を行う。</u>
p. 8-1-3-22 表 8-1-3-20 予測条件	注 1. 第 1 種区域 (地点番号 05、07) 第 2 種区域 (地点番号 01、02、03、04、06) 注 2. 発生交通量は、1 日の片道の工事用車両台数とした。	注 1. <u>昼夜区分 地点番号 05、07 (第 1 種区域) : 昼間 (8:00~19:00)</u> <u>地点番号 01、02、03、04、06 (第 2 種区域) : 昼間 (8:00~20:00)、</u> <u>夜間 (20:00~翌 8:00)</u> 注 2. <u>運行時間帯 昼間 : 8:00~17:00 (12:00 台を除く)、夜間 : 22:00~翌 6:00</u> 注 3. <u>表中の発生交通量は、片道の台数を示す。</u>
p. 8-1-3-25 表 8-1-3-22 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) 適 (適否の理由) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持及び環境負荷低減を意識した運転の徹底について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-1-3-25 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、 <u>「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」</u> を実施する。
p. 8-1-3-26 表 8-1-3-23(5) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-1-3-28 a) 回避又は低減に係る評価	本事業では、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。	本事業では、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」、「環境負荷低減を意識した運転の徹底」、 <u>「工事の平準化」及び「工事従事者への講習・指導」</u> の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による振動の環境影響について低減が図られているものと評価する。

表 14-1(13) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-1-3-29 イ) 予測の基本的な手法	鉄道施設（換気施設）の供用にかかる振動について、事例の引用により予測を行った。	鉄道施設（換気施設）の供用に係る振動について、 <u>高速横浜環状北線・南線、都市高速道路中央環状品川線、都市高速道路外郭環状線等、道路の換気所の環境影響評価で一般的に用いられている手法である、事例の引用により</u> 予測を行った。
p. 8-1-3-35 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、鉄道施設（換気施設）の供用による振動に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「環境対策型換気施設の採用」、「防振装置の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」を実施する。 環境保全措置の内容を表 8-1-3-33 に示す。	本事業では、鉄道施設（換気施設）の供用による振動に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「環境対策型換気施設の採用」、「防振装置の設置」及び「換気施設の点検・整備による性能維持」を実施する。 <u>「防振装置の設置」にあたっては、換気設備の仕様を踏まえ防振装置（防振ゴム、吊金具など）の検討をする。</u> 環境保全措置の内容を表 8-1-3-33 に示す。
p. 8-1-5-6 表 8-1-5-4 換気装置パワーレベル	注1. PWL_0 : 換気装置1台のパワーレベル（既存の装置における測定値より推定）	注1. PWL_0 : 換気装置1台のパワーレベル（既存の装置における測定値より推定） 注2. <u>同程度の既存換気装置を80%運転した時における測定値について、送風機ハンドブックに基づいて動力換算しパワーレベルを推定</u> 注3. <u>計画している換気装置は、同形式の軸流式換気装置を予定</u>
p. 8-2-1-12 表 8-2-1-8 環境保全措置の検討の状況	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-1-13 表 8-2-1-9(4) 環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。
p. 8-2-1-17 表 8-2-1-11 環境保全措置の検討の状況	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-1-18 表 8-2-1-12(4) 環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。

表 14-1(14) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																																																																																												
p. 8-2-1-20 表 8-2-1-14 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水、適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水、適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																												
p. 8-2-1-21 表 8-2-1-15(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。																																																																																																												
p. 8-2-1-28 表 8-2-1-20 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水、適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水、適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																												
p. 8-2-1-29 表 8-2-1-21(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。																																																																																																												
p. 8-2-1-32 表 8-2-1-23 環境保全措置の検討の状況	(下水道への排水、適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(下水道への排水、適否の理由) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。																																																																																																												
p. 8-2-1-33 表 8-2-1-24(4) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。																																																																																																												
p. 8-2-2-14 表 8-2-2-9 地下水の水位の文献調査結果	<table border="1" data-bbox="520 1637 959 1749"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地点番号</th> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">調査地点</th> <th colspan="12">月平均水位 (GL,m)</th> </tr> <tr> <th colspan="12">平成 23 年度</th> </tr> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>豊田谷区</td> <td>豊民1-21-2</td> <td>-6.56</td><td>-6.43</td><td>-6.22</td><td>-6.37</td><td>-6.40</td><td>-5.95</td><td>-6.20</td><td>-6.39</td><td>-6.40</td><td>-6.53</td><td>-6.45</td><td>-6.21</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 水位は井戸孔口 (GL) からの深さ</p>	地点番号	区分	調査地点	月平均水位 (GL,m)												平成 23 年度												4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	01	豊田谷区	豊民1-21-2	-6.56	-6.43	-6.22	-6.37	-6.40	-5.95	-6.20	-6.39	-6.40	-6.53	-6.45	-6.21	<table border="1" data-bbox="967 1637 1402 1749"> <thead> <tr> <th rowspan="3">地点番号</th> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">調査地点</th> <th colspan="12">月平均水位 (豊田谷区(m))</th> </tr> <tr> <th colspan="12">平成 23 年度</th> </tr> <tr> <th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>01</td> <td>豊田谷区</td> <td>豊民1-21-2</td> <td>-2.30</td><td>-2.22</td><td>-2.02</td><td>-2.11</td><td>-2.20</td><td>-2.10</td><td>-2.11</td><td>-2.10</td><td>-2.11</td><td>-2.10</td><td>-2.10</td><td>-2.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 水位は管理からの深さ</p>	地点番号	区分	調査地点	月平均水位 (豊田谷区(m))												平成 23 年度												4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	01	豊田谷区	豊民1-21-2	-2.30	-2.22	-2.02	-2.11	-2.20	-2.10	-2.11	-2.10	-2.11	-2.10	-2.10	-2.00
地点番号	区分				調査地点	月平均水位 (GL,m)																																																																																																								
						平成 23 年度																																																																																																								
		4月	5月	6月		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																
01	豊田谷区	豊民1-21-2	-6.56	-6.43	-6.22	-6.37	-6.40	-5.95	-6.20	-6.39	-6.40	-6.53	-6.45	-6.21																																																																																																
地点番号	区分	調査地点	月平均水位 (豊田谷区(m))																																																																																																											
			平成 23 年度																																																																																																											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																																																
01	豊田谷区	豊民1-21-2	-2.30	-2.22	-2.02	-2.11	-2.20	-2.10	-2.11	-2.10	-2.11	-2.10	-2.10	-2.00																																																																																																
p. 8-2-2-15 表 8-2-2-10(1) 地下水の水位の現地調査結果 (観測井)	—	注1. 水位は井戸孔口 (GL) からの深さ																																																																																																												

表 14-1(15) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-2-2-30 b) 地下水の水位	非常口（都市部）は三次元浸透流解析による定量的手法とし、その他トンネル区間は定性的手法により予測をした。	非常口（都市部）は三次元浸透流解析による定量的手法とし、その他トンネル区間は定性的手法により予測をした。 <u>なお、三次元浸透流解析の解析範囲にあるトンネル区間については、定量的手法により予測をした。</u>
p. 8-2-2-33 b) 地下水の水位	また、シールドトンネルの標準的な断面の直径が約 13m であり、これまでの文献及びボーリングによる地質調査から想定される帯水層の広がりに対して小さいことから、その影響はほとんどないと予測する。	また、シールドトンネルの標準的な断面の直径が約 13m であり、これまでの文献及びボーリングによる地質調査から想定される帯水層の広がりに対して小さいことから、その影響はほとんどないと予測する。 <u>また、図 8-2-2-7、図 8-2-2-11 の三次元浸透流解析の予測結果の拡大図のとおり、地下水の水位の変化は非常口（都市部）等のごく近傍にとどまり、シールドトンネル部においては水位の変化はみられない。</u>
p. 8-2-3-13 表 8-2-3-7 環境保全措置の検討の状況	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-3-15 表 8-2-3-8(7) 環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。
p. 8-2-3-18 表 8-2-3-9 環境保全措置の検討の状況	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	（下水道への排水、適否の理由） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p. 8-2-3-20 表 8-2-3-10(7) 環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、</u> 処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。

表 14-1(16) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-3-3-12 表 8-3-3-5 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、適否の理由) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、適否の理由) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</p>
<p>p. 8-3-3-12 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理」、「薬液注入工法における指針の順守」、「工事排水の適切な処理」、「仮置場における発生土の適切な管理」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。</p>	<p>本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として「有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理」、「薬液注入工法における指針の順守」、「工事排水の適切な処理」、「仮置場における発生土の適切な管理」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。</p>
<p>p. 8-3-3-13 表 8-3-3-6(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。</p>
<p>p. 8-3-3-13 ウ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況</p>	<p>環境保全措置の効果は表 8-3-3-6 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、土壌汚染に係る環境影響が回避又は低減される。</p>	<p>環境保全措置の効果は表 8-3-3-6 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、土壌汚染に係る環境影響が回避される。</p>
<p>p. 8-3-3-14 a) 回避又は低減に係る評価</p>	<p>本事業では、表 8-3-3-6 に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う土壌汚染を回避又は低減できるものと評価する。</p>	<p>本事業では、表 8-3-3-6 に示した環境保全措置を確実に実施することから、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う土壌汚染を回避できるものと評価する。</p>
<p>p. 8-3-3-17 表 8-3-3-7 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、適否の理由) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、適否の理由) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。</p>

表 14-1(17) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

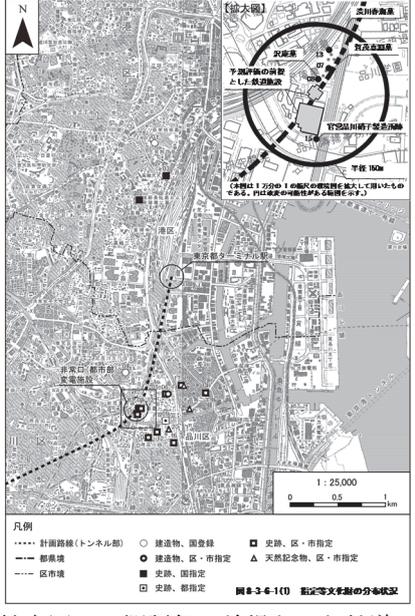
補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-3-3-17 イ) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、トンネルの工事による土壌汚染に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「発生土に含まれる重金属等の定期的な調査」、「薬液注入工法における指針の順守」、「工事排水の適切な処理」、「仮置場における発生土の適切な管理」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。</p>	<p>本事業では、トンネルの工事による土壌汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として「発生土に含まれる重金属等の定期的な調査」、「薬液注入工法における指針の順守」、「工事排水の適切な処理」、「仮置場における発生土の適切な管理」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。</p>
<p>p. 8-3-3-18 表 8-3-3-8(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。</p>
<p>p. 8-3-3-18 ウ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況</p>	<p>環境保全措置を実施することで、土壌汚染に係る環境影響が回避又は低減される。</p>	<p>環境保全措置を実施することで、土壌汚染に係る環境影響が回避される。</p>
<p>p. 8-3-3-19 a) 回避又は低減に係る評価</p>	<p>本事業では、表 8-3-3-8 に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事に伴う土壌汚染を回避又は低減できるものと評価する。</p>	<p>本事業では、表 8-3-3-8 に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事に伴う土壌汚染を回避できるものと評価する。</p>
<p>p. 8-3-6-3 図 8-3-6-1(1) 指定等文化財の分布状況</p>	 <p>図 8-3-6-1(1) 指定等文化財の分布状況</p>	 <p>図 8-3-6-1(1) 指定等文化財の分布状況</p> <p>拡大図に予測評価の前提とした鉄道施設を追記</p>

表 14-1(18) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

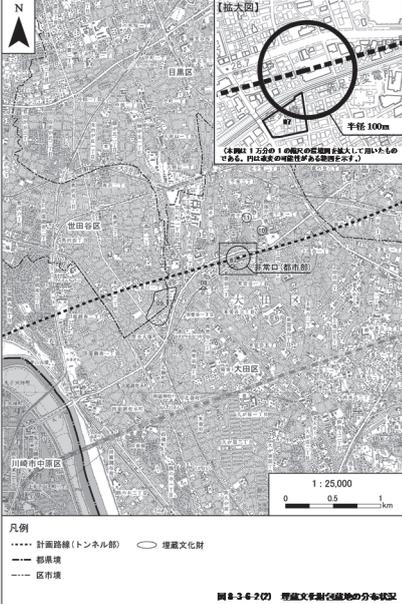
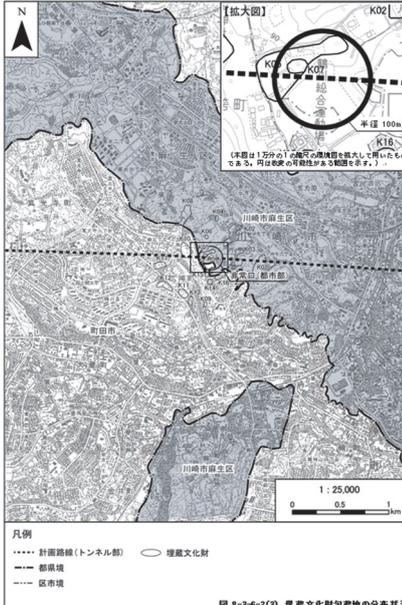
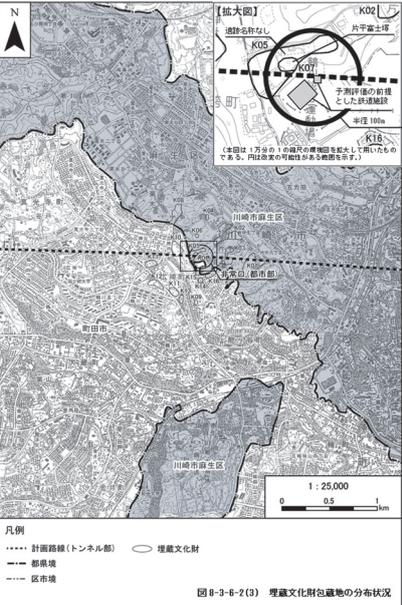
補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-3-6-12 図 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況</p>	 <p>図 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況</p>	 <p>図 8-3-6-2(2) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況</p> <p>拡大図に予測評価の前提とした鉄道施設を追記</p>
<p>p. 8-3-6-13 図 8-3-6-2(3) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況</p>	 <p>図 8-3-6-2(3) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況</p>	 <p>図 8-3-6-2(3) 埋蔵文化財包蔵地の分布状況</p> <p>拡大図に予測評価の前提とした鉄道施設を追記</p>
<p>p. 8-4-1-4 3) 調査地域</p>	<p>なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に人工的な改変を受けた区域であることから調査地域に選定していない。</p>	<p>なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に<u>在来鉄道や幹線道路が隣接し、人工的な改変を受けた区域であるため、間接的な影響についても軽減している</u>ことから調査地域に選定していない。</p>
<p>p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等</p>	<p>(哺乳類、調査手法) 任意確認 (フィールドサイン法)、夜間撮影</p>	<p>(哺乳類、調査手法) 任意確認 (フィールドサイン法)、夜間撮影 (1晩設置)</p>

表 14-1(19) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(哺乳類、調査手法) 捕獲調査 (ネズミ類等)	(哺乳類、調査手法) 捕獲調査 (ネズミ類等) <u>(2 晩設置)</u>
p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(哺乳類、調査手法) 捕獲調査 (モグラ類)	(哺乳類、調査手法) 捕獲調査 (モグラ類) <u>(2 晩設置)</u>
p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(哺乳類、調査手法) 捕獲調査 (コウモリ類)	(哺乳類、調査手法) 捕獲調査 (コウモリ類) <u>(日没前後から 3~4 時間)</u>
p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(鳥類、一般鳥類、調査手法) 任意確認 (春季、繁殖期、冬季は夜間調査も実施)	(鳥類、一般鳥類、調査手法) 任意確認 (春季、繁殖期、冬季は日没後 <u>1~2 時間の夜間調査も実施</u>)
p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	(鳥類、一般鳥類、調査手法) ラインセンサス法 ポイントセンサス法	(鳥類、一般鳥類、調査手法) ラインセンサス法 ポイントセンサス法 <u>(早朝に実施)</u>
p. 8-4-1-6 表 8-4-1-4(1) 調査期間等	—	注 1. 哺乳類、鳥類の任意確認、猛禽類の定点観察法の調査は日中に行った。
p. 8-4-1-7 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	(爬虫類、調査手法) 任意確認	(爬虫類、調査手法) 任意確認 <u>(春季、夏季は日没後 1~2 時間の夜間調査も実施)</u>
p. 8-4-1-7 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	(両性類、調査手法) 任意確認	(両性類、調査手法) 任意確認 <u>(早春季、春季、夏季は日没後 1~2 時間の夜間調査も実施)</u>
p. 8-4-1-7 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	(昆虫類、調査手法) 任意採集 ライトトラップ法 ベイトトラップ法	(昆虫類、調査手法) 任意採集 ライトトラップ法 <u>(ボックス法は 1 晩設置)</u> ベイトトラップ法 <u>(1 晩設置)</u>
p. 8-4-1-7 表 8-4-1-4(2) 調査期間等	—	注 1. 爬虫類・両生類、昆虫類、魚類、底生動物の任意調査は日中に行った。

表 14-1(20) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-35 キ. 予測結果	なお、文献調査により改変区域周辺に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種は、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。	なお、文献調査により改変区域周辺に生息するとされている重要な種の内、現地調査で確認されなかった種は、対象事業の実施によりその種の生息環境が改変される程度を予測した。なお、魚類や底生動物等の移動範囲に関する知見は限られているが、個別の種ごとの一般生態、確認地点の生息環境を踏まえて、予測評価を実施した。
p. 8-4-1-67 表 8-4-1-32(1) 重要な両生類の予測結果	(一般生態) 非常に貪食で、動物質なら種類は選ばず食する。	(一般生態) 非常に貪食で、動物質なら種類は選ばず食する。 なお、竹内ら (2008) によると、再捕獲した 41 個体の平均移動距離は 17.2 3m である。また、小林ら (2009) によると、再捕獲した個体内、最も遠くまで移動したものは 45m である。
p. 8-4-1-68 表 8-4-1-32(4) 重要な両生類の予測結果	(一般生態) 冬季に繁殖に出てきた個体は、産卵終了後、休眠に入る。	(一般生態) 冬季に繁殖に出てきた個体は、産卵終了後、休眠に入る。 なお、大澤ら (2001) によると、本種の移動距離は、平均 113~145m で最大 469m である。
p. 8-4-1-69 表 8-4-1-32(5) 重要な両生類の予測結果	(一般生態) 2~6 月に水田、溪流部の止水、池、沼、湿地等の浅い部分で産卵が行われる。	(一般生態) 2~6 月に水田、溪流部の止水、池、沼、湿地等の浅い部分で産卵が行われる。 なお、大澤ら (2001) によると、本種の移動距離は、平均 187~204m で最大 559m である。
p. 8-4-1-71 表 8-4-1-33(3) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 成虫は 6 月下旬から 9 月下旬まで見られる。	(一般生態) 成虫は 6 月下旬から 9 月下旬まで見られる。 なお、徳江ら (2011) によると、同じヤンマ科のアオヤンマは平均 2,260m で最大 3,047m である。
p. 8-4-1-76 表 8-4-1-33(15) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 立木の根際のうろに巣を作る。	(一般生態) 立木の根際のうろに巣を作る。 なお、久保田 (1988) によると、アリ科のクロヤマアリの移動距離は、巣から 100m 以上である。

表 14-1(21) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-77 表 8-4-1-33(17) 重要な昆虫類の予測結果	(一般生態) 幼虫は太い朽木で発育する。	(一般生態) 幼虫は太い朽木で発育する。 <u>なお、上宮 (2002) によると、フライトミル法により同じムシヒキアブ科のアオメアブの飛翔能力を測定した結果、平均総飛翔距離は 1.71km、総飛翔時間は 32.38 分、総飛翔速度は 3.59km/h、最長連続飛翔距離は 0.22km である。</u>
p. 8-4-1-78 表 8-4-1-34(1) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 雑食性で、底生動物、付着藻類、落下昆虫等を食する。	(一般生態) 雑食性で、底生動物、付着藻類、落下昆虫等を食する。 <u>なお、棟方 (2009) らによると、本種の移動距離は約 600m の河川区間内を移動・分散する。</u>
p. 8-4-1-78 表 8-4-1-34(2) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 雑食性である。	(一般生態) 雑食性である。 <u>なお、西田ら (2005) によると、本種の移動距離は 100～300m である。</u>
p. 8-4-1-79 表 8-4-1-34(3) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 主に浮遊性から底生性の小動物を食する。	(一般生態) 主に浮遊性から底生性の小動物を食する。 <u>なお、加地ら (2011) によると、本種の移動距離は約 400m 以上であることを調査より得ている。</u>
p. 8-4-1-79 表 8-4-1-34(4) 重要な魚類の予測結果	(一般生態) 近年、本種とメダカ北日本集団の 2 種に分けられ、分布が異なる他、体側鱗の黒い縁取りの有無等、外部形態によっても区別される。	(一般生態) 近年、本種とメダカ北日本集団の 2 種に分けられ、分布が異なる他、体側鱗の黒い縁取りの有無等、外部形態によっても区別される。 <u>なお、佐原 (私信) によると、水路のみで生息する本種の移動距離は条件がよければ 1,500m 程度である。</u>
p. 8-4-1-82 a) 哺乳類	工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。	<u>ヒナコウモリは、山地や里地・里山の樹林などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</u>

表 14-1 (22) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-82 b) 鳥類</p>	<p>工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>これらのうち、ヤマドリ、ミゾゴイ、ツツドリ、カッコウ、ヨタカ、オオコノハズク、アオバズク、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、ヤブサメ、ミソサザイ、トラツグミ、クロツグミ、カヤクグリ、イスカ、ノジコは、山地や里地・里山の樹林が主な生息環境である。ウズラ、コチョウゲンボウは、山地や里地・里山の草地が主な生息環境である。ヤマシギ、チゴモズ、アカモズは、山地や里地・里山の樹林や草地が主な生息環境である。オシドリ、ササゴイ、チュウサギ、クイナ、ヒクイナ、タシギ、クサシギ、タマシギ、ヤマセミ、カワガラスは、山地や里地・里山の湿地や水域が主な生息環境である。キアシシギ、ハマシギ、オオヨシキリは、里地・里山や低地・平地の湿地や水域が主な生息環境である。ヒメアマツバメ、コシアカツバメは、山地や里地・里山の草地や住宅地が主な生息環境である。タゲリは、山地や里地・里山の草地や湿地が主な生息環境である。イカルチドリ、コチドリは、山地や里地・里山の礫河原などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>
<p>p. 8-4-1-83 c) 爬虫類</p>	<p>工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>これらのうち、シロマダラ、ニホンマムシは、山地や里地・里山の樹林が主な生息環境である。ジムグリは、山地や里地・里山の樹林や草地が主な生息環境である。クサガメは、里地・里山の水域などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>
<p>p. 8-4-1-83 d) 両生類</p>	<p>工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>トウキョウダルマガエルは、里地・里山の湿地や水域などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>

表 14-1 (23) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-83 e) 昆虫類</p>	<p>工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p>これらのうち、ハルゼミ、クシヒゲハネカクシ、ミヤマクワガタ、ヒメトラハナムグリ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ツヤケシハナカミキリ、フタコブルリハナカミキリ、ミドリカミキリ、クロトラカミキリ、シロスジカミキリ、ミカドガガンボ、クロベッコウハナアブ、オオムラサキ、コシロシタバは、里地・里山の樹林が主な生息環境である。クマコオロギ、ヒメコオロギ、マツムシ、カヤキリ、イナゴモドキ、ズイムシハナカメムシ、ニワハンミョウ、アカガネアオゴミムシ、コアトワアオゴミムシ、ハナムグリ、ウラギンスジヒョウモン、ヒョウモンチョウ本州中部亜種、ウラナミジャノメ本土亜種、スキバホウジャクは、里地・里山の草地が主な生息環境である。クツワムシ、ヒラタマルゴミムシ、マエカドコエンマコガネ、ホシアシブトハバチ、オオセイボウ本土亜種、ヤマトアシナガバチ、ルリモンハナバチ、クロマルハナバチ、ホソバセセリは、里地・里山の樹林や草地が主な生息環境である。タンボコオロギ、イトアメンボ、アシミゾヒメヒラタゴミムシ、ムナビロアオゴミムシ、ツヤキベリアオゴミムシ、ニセトックリゴミムシ、チャムネハラホソハネカクシ、ヘイケボタルは、里地・里山の湿地が主な生息環境である。ミゾナシミズムシ、コシマチビゲンゴロウは、里地・里山の水域が主な生息環境である。オオイトトンボ、キイトトンボ、モートンイトトンボ、モノサシトンボ、ホソミオツネトンボ、オツネトンボ、コサナエ、カトリヤンマ、ハラビロトンボ、チョウトンボ、マイコアカネ、タイコウチ、マルチビゲンゴロウ、シジミガムシは、里地・里山の湿地や水域が主な生息環境である。エリザハンミョウ、キアシマルガタゴミムシ、ヒゲコガネ、ハンノヒメコガネ、オオアオゾウムシは、里地・里山の河原などが主な生息環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>

表 14-1 (24) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-84 f) 魚類</p>	<p>工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>	<p><u>これらのうち、スナヤツメ類、ニホンウナギ、キンブナ、カマツカ、シマドジョウ、ギバチは、里地・里山の水域が主な生息環境である。ナマズは、里地・里山の湿地や水域などが主な生息環境である。</u>このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、生息環境の一部が消失・縮小する可能性があるが、その程度はわずかであり、周辺に同質の生息環境が広く分布することから生息環境は確保される。</p>
<p>p. 8-4-1-85 ア. 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「資材運搬等の適切化」、「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保」及び「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>	<p>本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「資材運搬等の適切化」、「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保」及び「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 <u>検討にあたっては、「工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u></p>
<p>p. 8-4-1-85 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、保全対象種） 保全対象種全般</p>	<p>（濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、保全対象種） <u>河川を生息環境とする保全対象種全般</u></p>
<p>p. 8-4-1-85 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保、適否の理由） 使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</p>	<p>（工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保、適否の理由） <u>変更する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</u></p>

表 14-1 (25) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-1-85 表 8-4-1-36 環境保全措置の検討の状況	(工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、適否の理由) 生息環境の変更をできるだけ小さくすることにより、重要な種の生息地への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、適否の理由) <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息環境の変更をできるだけ小さくすることで、重要な種の生息地(オギ群集)が70%以上残置され、生息環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-1-86 ア. 環境保全措置の検討の状況	—	<u>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息状況を踏まえ、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。</u>
p. 8-4-1-86 イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置)及び鉄道施設(トンネル)の存在による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材運搬等の適切化」、「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「動物個体の類似環境への誘導」及び「工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする」を実施する。	本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置)及び鉄道施設(トンネル)の存在による動物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材運搬等の適切化」、「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「動物個体の類似環境への誘導」及び「工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする」を実施する。 <u>また、工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。</u>
p. 8-4-1-86 表 8-4-1-37(2) 環境保全措置の内容	(保全対象種) 保全対象種全般	(保全対象種) <u>河川を生息環境とする保全対象種全般</u>
p. 8-4-1-87 表 8-4-1-37(3) 環境保全措置の内容	(種類・方法) 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保	(種類・方法) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保
p. 8-4-1-87 表 8-4-1-37(3) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>変更する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u>

表 14-1(26) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-1-87 表 8-4-1-37(6) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 生息環境の改変をできるだけ小さくすることにより、重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息環境の改変をできるだけ小さくすることで、重要な種の生息地（オギ群集）が70%以上残置され、生息環境への影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 8-4-2-4 3) 調査地域</p>	<p>なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に人工的な改変を受けた区域であることから調査地域に選定していない。</p>	<p>なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に<u>在来鉄道や幹線道路が隣接し、人工的な改変を受けた区域であるため、間接的な影響についても軽減している</u>ことから調査地域に選定していない。</p>
<p>p. 8-4-2-44 イ) 文献でのみ記載がある重要な種及び群落の生育環境への影響</p>	<p>工事の実施及び鉄道施設の存在により、重要な種の生育環境の一部が消失、縮小する可能性が考えられるが、周辺に同質の生育環境が広く分布すること、工事に伴う排水は必要に応じて沈砂池、濁水処理装置を配置し処理することから生育環境の変化は一部にとどめられる。</p>	<p><u>これらのうち、アカハナワラビ、ナツノハナワラビ、シノブ、ホソバカナワラビ、マルバベニシダ、セイタカシケシダ、フモトシケシダ、ミヤマシケシダ、ミドリワラビ、ネズ、フシグロセンノウ、カゴノキ、コウモリカズラ、ランヨウアオイ、ヤマブキソウ、トサミズキ、ヤブザクラ、ウメガサソウ、アキノギンリョウソウ、レンゲツツジ、コカモメヅル、イナモリソウ、ツクバキンモンソウ、イガホオズキ、オオヒナノウスツボ、レンブクソウ、ソバナ、バアソブ、キキョウ、タカオヒゴタイ、オオチゴユリ、カタクリ、ヤマジノホトトギス、タイワンホトトギス、ホソバヒカゲスゲ、マヤラン、クマガイソウ、オニノヤガラ、ムヨウラン、クロムヨウラン、トンボソウは、山地や里地・里山の樹林が主な生育環境である。ヒロハハナヤスリ、カワラナデシコ、マキエハギ、タチフウロ、ホタルサイコ、アイナエ、コケリンドウ、センブリ、カワラマツバ、ムラサキ、ホタルカズラ、キセワタ、オミナエシ、イヌヨモギ、アワコガネギク、キクアザミ、オカオグルマ、ヤマラッキョウ、キジカクシ、ヒオウギ、アヤメ、コウボウは、山地や里地・里山の草地が主な生育環境である。ネコヤナギ、シデコブシ、ヤマネコノメソウ、ウメバチソウ、イトトリゲモ、カキランは、山地や里地・里山の湿地が主な生育環境である。ホラシノブ、コモチシダ、シバヤナギは、山地や里地・里山の崖地等が主な生育環境である。ヒロハノカワラサイコ、ホドイモ、ノアズキ、ニシキソウ、ノジトラノオ、クムグラ、オナモミ、イトハナビテンツキは、里地・里山や低地・平地の草地が主な生育環境である。イヌスギナ、サンショウモ、アカウキクサ、オオアカウキクサ、ジャヤナギ、コゴメ</u></p>

表 14-1(27) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-44 イ) 文献でのみ記載がある重要な種及び群落の生育環境への影響</p>		<p>ヤナギ、ハンノキ、サクラタデ、ホソバイヌタデ、ナガバノウナギツカミ、コギシギシ、クサネム、レンリソウ、ノウルシ、クサレダマ、サクラソウ、ミズハコベ、シロネ、サワトウガラシ、アブノメ、オオアブノメ、シソクサ、キクモ、スズメノトウガラシ、ゴマノハグサ、ゴマギ、ヒメシオン、タウコギ、キセルアザミ、フジバカマ、ホソバニガナ、ヘラオモダカ、アギナシ、ウリカワ、ミズオオバコ、ヒルムシロ、ノハナショウブ、ハナビゼキショウ、ヒロハノコウガイゼキショウ、タチコウガイゼキショウ、ホソイ、ハリコウガイゼキショウ、ヒロハイヌノヒゲ、カリマタガヤ、アシカキ、ヌメリグサ、マコモ、ミクリ、セイタカハリイ、アゼテンツキ、メアゼテンツキ、ウキヤガラは、<u>里地・里山や低地・平地の湿地や水域が主な生育環境である。アマナ、シランは、里地・里山や低地・平地の樹林や草地などが主な生育環境である。このため、工事の実施及び鉄道施設の存在により、重要な種の生育環境の一部が消失、縮小する可能性が考えられるが、周辺に同質の生育環境が広く分布すること、工事に伴う排水は必要に応じて沈砂池、濁水処理装置を配置し処理することから生育環境の変化は一部にとどめられる。</u></p>
<p>p. 8-4-2-45 ア. 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による植物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>	<p>さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による植物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。 <u>検討にあたっては、「工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u></p>
<p>p. 8-4-2-45 表 8-4-2-14 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（林縁保護植栽等による自然環境の確保、適否の理由） 改変された区域の一部に林縁保護植栽等を行い自然環境の確保を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>（林縁保護植栽等による自然環境の確保、適否の理由） 改変された区域の一部に<u>周辺の植生を考慮したうえで、定期的の下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することで、重要な種への影響を低減できる</u>ことから、環境保全措置として採用する。</p>

表 14-1 (28) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-2-45 表 8-4-2-14 環境保全措置の検討の状況	(工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、適否の理由) 工事に伴う改変区域をできるだけ小さくすることにより、重要な種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、適否の理由) <u>具体的な生育位置が把握できているため、工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う改変区域をできるだけ小さくすることで、重要な種への影響を回避できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-2-45 表 8-4-2-14 環境保全措置の検討の状況	(重要な種の移植、適否の理由) 重要な種を移植することにより、種の消失による影響を代償できる。	(重要な種の移植、適否の理由) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種を移植することにより、種の消失による影響を代償できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-2-45 表 8-4-2-14 環境保全措置の検討の状況	(外来種の拡大抑制、適否の理由) 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。	(外来種の拡大抑制、適否の理由) 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。 <u>また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-4-2-45 ア. 環境保全措置の検討の状況	—	<u>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生育状況を踏まえ、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。</u> <u>重要な種の移植にあたっては、専門家等の助言を踏まえ、対象種ごとに、移植の場所、時期、方法、監視方法等を含む実施計画を作成のうえ、実施する。</u>
p. 8-4-2-46 表 8-4-2-15(1) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 改変された区域の一部に林縁保護植栽等を行い自然環境の確保を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>改変された区域の一部に周辺の植生を考慮したうえで、定期的の下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を行い、その効果を確認することで、重要な種への影響を低減できる。</u>
p. 8-4-2-46 表 8-4-2-15(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 工事に伴う改変区域をできるだけ小さくすることにより、重要な種への影響を回避又は低減できる。	(環境保全措置の効果) <u>具体的な生育位置が把握できているため、工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う改変区域をできるだけ小さくすることで、重要な種への影響を回避できる。</u>

表 14-1 (29) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-2-47 表 8-4-2-15(3) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 非常口(都市部)の位置や形状の観点から、そこに生育する重要な種の一部は、やむを得ず消失する可能性があるため、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所へ移植を行うことにより、重要な種の消失による影響を代償できる。なお、重要な種の移植は、専門家の助言を得ながら行うことで、効果が期待できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所へ移植を行うことにより、重要な種の消失による影響を代償できる。なお、重要な種の移植は工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査(コドラート調査等)を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</u></p>
<p>p. 8-4-2-47 表 8-4-2-15(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>(環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</p>	<p>(環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。<u>また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u></p>
<p>p. 8-4-2-48 ウ. 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが判明した場合の対応の方針</p>	<p>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに改善を図るものとする。</p>	<p>事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判明した場合は、その原因の解明に努めるとともに、<u>専門家の助言も踏まえ、必要な場合には種の特性に合わせた改変時期の設定や改変期間の短縮についても検討し、改善を図るものとする。</u></p>
<p>p. 8-4-3-1 3) 調査地域</p>	<p>なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に人工的な改変を受けた区域であることから調査地域に選定していない。</p>	<p>なお、東京都区部は、市街化が高度に進展しており、本事業により改変の可能性がある範囲は既に<u>在来鉄道や幹線道路が隣接し、人工的な改変を受けた区域であるため、間接的な影響についても軽減している</u>ことから調査地域に選定していない。</p>
<p>p. 8-4-3-14 b) 注目種等の選定</p>	<p>表 8-4-3-4 で示した地域を特徴づける生態系の概況を踏まえ、表 8-4-3-6 における注目種等の選定の理由により表 8-4-3-6 に示す注目種等を選定した。</p>	<p>表 8-4-3-4 で示した地域を特徴づける生態系の概況を踏まえ、表 8-4-3-6 における注目種等の選定の理由により表 8-4-3-6 に示す注目種等を選定した。 <u>なお、注目種は異なる生態系区分において、それぞれ上位性、典型性、特殊性の観点から該当する生態系区分を指標する種を選定しており、双方の生態系区分において確認されている場合、必ずしも双方において注目種とされない場合がある。</u></p>

表 14-1(30) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-54 ア. 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>本事業では、計画の立案の段階において、生態系に係る環境影響を回避又は低減するため「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「資材運搬等の適切化」及び「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による生態系に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>	<p>本事業では、計画の立案の段階において、生態系に係る環境影響を回避又は低減するため「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「資材運搬等の適切化」及び「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による生態系に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p> <p><u>検討にあたっては、「工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする」を基本とした上で、さらに影響を低減させる措置を実施する。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討した。</u></p>
<p>p. 8-4-3-54 表 8-4-3-32(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 （環境保全措置） <u>工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする</u> （保全対象種） <u>保全対象種全般</u> （実施の適否） <u>適</u> （適否の理由） <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息・生育環境の</u> <u>変更をできるだけ小さくすることで、</u> <u>注目種への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-3-54 表 8-4-3-32(1) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>（濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、保全対象種） 保全対象種全般</p>	<p>（濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置、保全対象種） <u>河川を生息環境とする保全対象種全般</u></p>

表 14-1(31) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-4-3-55 表 8-4-3-32(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(環境保全措置) 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保 (適否の理由) 使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</p>	<p>(環境保全措置) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保 (適否の理由) <u>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-3-55 表 8-4-3-32(2) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>外来種の拡大抑制</u> (保全対象種) — (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-4-3-55 ア. 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p><u>工事計画を検討するにあたり、重要な種の生息・生育状況を踏まえ、専門家の助言等を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は低減し、必要な場合には損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を講じていく。</u></p>
<p>p. 8-4-3-55 イ. 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に伴う車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による生態系に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置」、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「資材運搬等の適切化」及び「工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、トンネルの工事又は工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による生態系に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする</u>」、「<u>濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置</u>」、「<u>防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用</u>」、「<u>資材運搬等の適切化</u>」、「<u>工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保</u>」及び「<u>外来種の拡大抑制</u>」を実施する。 また、<u>工事排水の排出先となる河川においては、モニタリングを実施し、排水による影響を監視していく計画としている。</u></p>

表 14-1 (32) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-4-3-55 表 8-4-3-33(1) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-4-3-56 表 8-4-3-33(2) 環境保全措置の内容	(保全対象種) 保全対象種全般	(保全対象種) <u>河川を生息環境とする保全対象種全般</u>
p. 8-4-3-56 表 8-4-3-33(5) 環境保全措置の内容	(実施内容、種類・方法) 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保 (環境保全措置の効果) 使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	(実施内容、種類・方法) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保 (環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u>
p. 8-4-3-57 表 8-4-3-33(6) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-4-3-57 ウ. 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況	環境保全措置を実施することで、生態系に係る環境影響が低減される。	環境保全措置を実施することで、生態系に係る環境影響が <u>回避又は低減</u> される。
p. 8-4-3-57 イ. 評価結果 ア) 回避又は低減に係る評価	さらに、表 8-4-3-33 に示した環境保全措置を確実に実施することで、影響の低減に努める。	さらに、表 8-4-3-33 に示した環境保全措置を確実に実施することで、影響の <u>回避又は低減</u> に努める。
p. 8-5-1-1 ア. 主要な眺望点の状況	主要な眺望点の状況は、表 8-5-1-1 及び図 8-5-1-1 に示すとおりである。	主要な眺望点の状況は、表 8-5-1-1 及び図 8-5-1-1 に示すとおりである。 <u>主要な眺望点の選定は、道路環境影響評価の技術手法（財団法人道路環境研究所）に基づき実施した。一方で、鉄道施設が視認できない眺望点については、予測対象から除外した。</u>
p. 8-5-2-11 表 8-5-2-4 環境保全措置の検討の状況	(鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮、環境保全措置の検討結果) 鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮は、快適性への影響を低減する効果があることから、環境保全措置として採用する。	(鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮、 <u>適否の理由</u>) 鉄道施設の形状、配置、色合いの工夫による周辺景観への調和の配慮は、快適性への影響を低減する効果があることから、環境保全措置として採用する。

表 14-1(33) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-5-2-11 表 8-5-2-5(2) 環境保全措置の内容	(環境保全措置の効果) 鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮は、快適性への影響を低減できる。	(環境保全措置の効果) 鉄道施設の形状、 <u>配置</u> 、色合いの工夫による周辺景観への調和の配慮は、快適性への影響を低減できる。
p. 8-6-1-2 表 8-6-1-2 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できるため環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-6-1-2 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他環境保全措置の実施の内容	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別、再資源化」を実施する。	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」、 <u>「副産物の分別、再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」</u> を実施する。 <u>また、工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。</u>
p. 8-6-1-3 表 8-6-1-3(4) 環境保全措置の内容	—	追記
p. 8-6-1-3 c) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況	環境保全措置の効果は表 8-6-1-3 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、建設工事に伴う副産物に係る環境影響が低減される。	環境保全措置の効果は表 8-6-1-3 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、建設工事に伴う副産物に係る環境影響が <u>回避又は低減</u> される。

表 14-1 (34) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-6-1-4 b) 評価結果	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び「副産物の分別、再資源化」などの環境保全措置を確実に実施する。	本事業では、切土工等又は既存の工作物の除去に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」、 <u>「副産物の分別、再資源化」及び「発生土を有効利用する事業者への情報提供」</u> などの環境保全措置を確実に実施する。
p. 8-6-1-4 b) 評価結果	したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。	したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。 <u>なお、当社が新たに発生土置き場を計画する場合には、第 10 章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域の住民の方への公表を行っていく。</u>
p. 8-6-1-6 表 8-6-1-6 環境保全措置の検討の状況	—	以下を追記 (環境保全措置) <u>発生土を有効利用する事業者への情報提供</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。また、動植物の重要な生息地・生育地や自然度の高い区域等の改変を防止するための措置についても情報提供を行うことで、動植物への影響を回避・低減できるため環境保全措置として採用する。</u>
p. 8-6-1-6 b) 環境保全措置の実施主体、方法その他環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」及び「建設汚泥の脱水処理」を実施する。	本事業では、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」及び <u>「発生土を有効利用する事業者への情報提供」</u> を実施する。 <u>また、工事施工ヤード周辺に設置される事務所、作業員宿舎に宿泊する工事従事者へ、衛生環境保全や廃棄物減量化について講習・指導を実施し、廃棄物の減量に努める。</u>
p. 8-6-1-7 表 8-6-1-7(3) 環境保全措置の内容	—	追記

表 14-1 (35) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																																																																																																														
<p>p. 8-6-1-7 c) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況</p>	<p>環境保全措置の効果は表 8-6-1-7 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、建設工事に伴う副産物に係る環境影響が低減される。</p>	<p>環境保全措置の効果は表 8-6-1-7 に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、建設工事に伴う副産物に係る環境影響が回避又は低減される。</p>																																																																																																																														
<p>p. 8-6-1-8 b) 評価結果</p>	<p>したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。</p>	<p>したがって、廃棄物に係る環境影響の低減が図られていると評価する。</p> <p>なお、当社が新たに発生土置き場を計画する場合には、第 10 章に示すとおり調査及び影響検討を実施し、第 9 章に示す環境保全措置を詳細なものにしていくとともに、それらの内容については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域の住民の方への公表を行っていく。</p>																																																																																																																														
<p>p. 8-6-2-1 8-6-2 温室効果ガス</p>	<p>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）及び鉄道施設（駅、換気施設）の供用により、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行った。</p>	<p>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）及び鉄道施設（駅、換気施設）の供用により、温室効果ガスが発生することから、環境影響評価を行った。</p>																																																																																																																														
<p>p. 8-6-2-1 i) 予測の基本的な手法</p>	<p>工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により発生する二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O) の 3 物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素 (CO₂) 換算で算出した。</p>	<p>工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生に伴う温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、工事の実施において建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生により生ずる二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄) 及び一酸化二窒素 (N₂O) の 3 物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素 (CO₂) 換算で算出した。</p>																																																																																																																														
<p>p. 8-6-2-2 表 8-6-2-1(1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス (CO₂) 排出量：燃料消費</p>	<table border="1" data-bbox="544 1675 927 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械等 機械名</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th>延べ</th> <th>CO₂</th> <th>CO₂</th> </tr> <tr> <th>燃料消費量 (L)</th> <th>排出係数 (kgCO₂/L)</th> <th>排出量 (kgCO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>軽油</td> <td>400,000</td> <td>2.58</td> <td>1,032,000</td> </tr> <tr> <td>掘削及び埋込機</td> <td>軽油</td> <td>7,400,000</td> <td>2.58</td> <td>19,092,000</td> </tr> <tr> <td>運搬機械</td> <td>軽油</td> <td>2,700,000</td> <td>2.58</td> <td>6,966,000</td> </tr> <tr> <td>クレーンその他の荷役機械</td> <td>軽油</td> <td>7,300,000</td> <td>2.58</td> <td>18,834,000</td> </tr> <tr> <td>基礎工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>75,000</td> <td>2.58</td> <td>193,500</td> </tr> <tr> <td>ゼム孔機械及びトンネル工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>220,000</td> <td>2.58</td> <td>567,600</td> </tr> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>軽油</td> <td>6,400</td> <td>2.58</td> <td>16,512</td> </tr> <tr> <td>掘削機</td> <td>軽油</td> <td>68,000</td> <td>2.58</td> <td>175,440</td> </tr> <tr> <td>コンクリート機械</td> <td>軽油</td> <td>410,000</td> <td>2.58</td> <td>1,057,800</td> </tr> <tr> <td>舗装機械</td> <td>軽油</td> <td>55,000</td> <td>2.58</td> <td>141,900</td> </tr> <tr> <td>合計 (CO₂ 総排出量) (tCO₂)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>48,077</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械等 機械名	燃料	延べ	CO ₂	CO ₂	燃料消費量 (L)	排出係数 (kgCO ₂ /L)	排出量 (kgCO ₂)	ブルドーザ	軽油	400,000	2.58	1,032,000	掘削及び埋込機	軽油	7,400,000	2.58	19,092,000	運搬機械	軽油	2,700,000	2.58	6,966,000	クレーンその他の荷役機械	軽油	7,300,000	2.58	18,834,000	基礎工事用機械	軽油	75,000	2.58	193,500	ゼム孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	2.58	567,600	モータグレーダ	軽油	6,400	2.58	16,512	掘削機	軽油	68,000	2.58	175,440	コンクリート機械	軽油	410,000	2.58	1,057,800	舗装機械	軽油	55,000	2.58	141,900	合計 (CO ₂ 総排出量) (tCO ₂)				48,077	<table border="1" data-bbox="991 1675 1374 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械等 機械名</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th>延べ</th> <th>CO₂</th> <th>CO₂</th> </tr> <tr> <th>燃料消費量 (L)</th> <th>排出係数 (kgCO₂/L)</th> <th>排出量 (kgCO₂)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>軽油</td> <td>400,000</td> <td>2.58</td> <td>1,032,000</td> </tr> <tr> <td>掘削及び埋込機</td> <td>軽油</td> <td>7,400,000</td> <td>2.58</td> <td>19,092,000</td> </tr> <tr> <td>運搬機械</td> <td>軽油</td> <td>2,700,000</td> <td>2.58</td> <td>6,966,000</td> </tr> <tr> <td>クレーンその他の荷役機械</td> <td>軽油</td> <td>7,400,000</td> <td>2.58</td> <td>19,092,000</td> </tr> <tr> <td>基礎工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>75,000</td> <td>2.58</td> <td>193,500</td> </tr> <tr> <td>ゼム孔機械及びトンネル工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>220,000</td> <td>2.58</td> <td>567,600</td> </tr> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>軽油</td> <td>6,400</td> <td>2.58</td> <td>16,512</td> </tr> <tr> <td>掘削機</td> <td>軽油</td> <td>68,000</td> <td>2.58</td> <td>175,440</td> </tr> <tr> <td>コンクリート機械</td> <td>軽油</td> <td>410,000</td> <td>2.58</td> <td>1,057,800</td> </tr> <tr> <td>舗装機械</td> <td>軽油</td> <td>55,000</td> <td>2.58</td> <td>141,900</td> </tr> <tr> <td>合計 (CO₂ 総排出量) (tCO₂)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>48,201</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械等 機械名	燃料	延べ	CO ₂	CO ₂	燃料消費量 (L)	排出係数 (kgCO ₂ /L)	排出量 (kgCO ₂)	ブルドーザ	軽油	400,000	2.58	1,032,000	掘削及び埋込機	軽油	7,400,000	2.58	19,092,000	運搬機械	軽油	2,700,000	2.58	6,966,000	クレーンその他の荷役機械	軽油	7,400,000	2.58	19,092,000	基礎工事用機械	軽油	75,000	2.58	193,500	ゼム孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	2.58	567,600	モータグレーダ	軽油	6,400	2.58	16,512	掘削機	軽油	68,000	2.58	175,440	コンクリート機械	軽油	410,000	2.58	1,057,800	舗装機械	軽油	55,000	2.58	141,900	合計 (CO ₂ 総排出量) (tCO ₂)				48,201
建設機械等 機械名	燃料			延べ	CO ₂	CO ₂																																																																																																																										
		燃料消費量 (L)	排出係数 (kgCO ₂ /L)	排出量 (kgCO ₂)																																																																																																																												
ブルドーザ	軽油	400,000	2.58	1,032,000																																																																																																																												
掘削及び埋込機	軽油	7,400,000	2.58	19,092,000																																																																																																																												
運搬機械	軽油	2,700,000	2.58	6,966,000																																																																																																																												
クレーンその他の荷役機械	軽油	7,300,000	2.58	18,834,000																																																																																																																												
基礎工事用機械	軽油	75,000	2.58	193,500																																																																																																																												
ゼム孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	2.58	567,600																																																																																																																												
モータグレーダ	軽油	6,400	2.58	16,512																																																																																																																												
掘削機	軽油	68,000	2.58	175,440																																																																																																																												
コンクリート機械	軽油	410,000	2.58	1,057,800																																																																																																																												
舗装機械	軽油	55,000	2.58	141,900																																																																																																																												
合計 (CO ₂ 総排出量) (tCO ₂)				48,077																																																																																																																												
建設機械等 機械名	燃料	延べ	CO ₂	CO ₂																																																																																																																												
		燃料消費量 (L)	排出係数 (kgCO ₂ /L)	排出量 (kgCO ₂)																																																																																																																												
ブルドーザ	軽油	400,000	2.58	1,032,000																																																																																																																												
掘削及び埋込機	軽油	7,400,000	2.58	19,092,000																																																																																																																												
運搬機械	軽油	2,700,000	2.58	6,966,000																																																																																																																												
クレーンその他の荷役機械	軽油	7,400,000	2.58	19,092,000																																																																																																																												
基礎工事用機械	軽油	75,000	2.58	193,500																																																																																																																												
ゼム孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	2.58	567,600																																																																																																																												
モータグレーダ	軽油	6,400	2.58	16,512																																																																																																																												
掘削機	軽油	68,000	2.58	175,440																																																																																																																												
コンクリート機械	軽油	410,000	2.58	1,057,800																																																																																																																												
舗装機械	軽油	55,000	2.58	141,900																																																																																																																												
合計 (CO ₂ 総排出量) (tCO ₂)				48,201																																																																																																																												

表 14-1 (36) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																																																																																																																																								
<p>p. 8-6-2-2 表 8-6-2-1 (2) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス(N₂O)排出量(CO₂換算)：燃料消費</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械等 機械名</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th>延べ</th> <th>N₂O</th> <th>地球</th> <th>CO₂換算</th> </tr> <tr> <th>燃料消費量 (L)</th> <th>排出係数 (kg/L)</th> <th>温暖化 係数</th> <th>排出量 (kgCO₂e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>軽油</td> <td>400,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>7,936</td> </tr> <tr> <td>掘削及び積込機</td> <td>軽油</td> <td>7,400,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>146,816</td> </tr> <tr> <td>運搬機械</td> <td>軽油</td> <td>2,700,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>53,568</td> </tr> <tr> <td>クレーンその他の荷役機械</td> <td>軽油</td> <td>7,300,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>144,832</td> </tr> <tr> <td>基礎工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>75,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>1,488</td> </tr> <tr> <td>せん孔機械及びトンネル工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>220,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>4,365</td> </tr> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>軽油</td> <td>6,400</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>締固め機械</td> <td>軽油</td> <td>68,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>1,349</td> </tr> <tr> <td>コンクリート機械</td> <td>軽油</td> <td>410,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>8,134</td> </tr> <tr> <td>舗装機械</td> <td>軽油</td> <td>55,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>1,091</td> </tr> <tr> <td>合計 (CO₂換算総排出量) (tCO₂e)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>379</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械等 機械名	燃料	延べ	N ₂ O	地球	CO ₂ 換算	燃料消費量 (L)	排出係数 (kg/L)	温暖化 係数	排出量 (kgCO ₂ e)	ブルドーザ	軽油	400,000	0.000064	310	7,936	掘削及び積込機	軽油	7,400,000	0.000064	310	146,816	運搬機械	軽油	2,700,000	0.000064	310	53,568	クレーンその他の荷役機械	軽油	7,300,000	0.000064	310	144,832	基礎工事用機械	軽油	75,000	0.000064	310	1,488	せん孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	0.000064	310	4,365	モータグレーダ	軽油	6,400	0.000064	310	127	締固め機械	軽油	68,000	0.000064	310	1,349	コンクリート機械	軽油	410,000	0.000064	310	8,134	舗装機械	軽油	55,000	0.000064	310	1,091	合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)					379	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建設機械等 機械名</th> <th rowspan="2">燃料</th> <th>延べ</th> <th>N₂O</th> <th>地球</th> <th>CO₂換算</th> </tr> <tr> <th>燃料消費量 (L)</th> <th>排出係数 (kg/L)</th> <th>温暖化 係数</th> <th>排出量 (kgCO₂e)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>軽油</td> <td>400,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>7,936</td> </tr> <tr> <td>掘削及び積込機</td> <td>軽油</td> <td>7,400,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>146,816</td> </tr> <tr> <td>運搬機械</td> <td>軽油</td> <td>2,700,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>53,568</td> </tr> <tr> <td>クレーンその他の荷役機械</td> <td>軽油</td> <td>2,400,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>146,316</td> </tr> <tr> <td>基礎工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>75,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>1,488</td> </tr> <tr> <td>せん孔機械及びトンネル工事用機械</td> <td>軽油</td> <td>220,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>4,365</td> </tr> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>軽油</td> <td>6,400</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>127</td> </tr> <tr> <td>締固め機械</td> <td>軽油</td> <td>68,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>1,349</td> </tr> <tr> <td>コンクリート機械</td> <td>軽油</td> <td>410,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>8,134</td> </tr> <tr> <td>舗装機械</td> <td>軽油</td> <td>55,000</td> <td>0.000064</td> <td>310</td> <td>1,091</td> </tr> <tr> <td>合計 (CO₂換算総排出量) (tCO₂e)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>322</td> </tr> </tbody> </table>	建設機械等 機械名	燃料	延べ	N ₂ O	地球	CO ₂ 換算	燃料消費量 (L)	排出係数 (kg/L)	温暖化 係数	排出量 (kgCO ₂ e)	ブルドーザ	軽油	400,000	0.000064	310	7,936	掘削及び積込機	軽油	7,400,000	0.000064	310	146,816	運搬機械	軽油	2,700,000	0.000064	310	53,568	クレーンその他の荷役機械	軽油	2,400,000	0.000064	310	146,316	基礎工事用機械	軽油	75,000	0.000064	310	1,488	せん孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	0.000064	310	4,365	モータグレーダ	軽油	6,400	0.000064	310	127	締固め機械	軽油	68,000	0.000064	310	1,349	コンクリート機械	軽油	410,000	0.000064	310	8,134	舗装機械	軽油	55,000	0.000064	310	1,091	合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)					322
建設機械等 機械名	燃料			延べ	N ₂ O	地球	CO ₂ 換算																																																																																																																																																			
		燃料消費量 (L)	排出係数 (kg/L)	温暖化 係数	排出量 (kgCO ₂ e)																																																																																																																																																					
ブルドーザ	軽油	400,000	0.000064	310	7,936																																																																																																																																																					
掘削及び積込機	軽油	7,400,000	0.000064	310	146,816																																																																																																																																																					
運搬機械	軽油	2,700,000	0.000064	310	53,568																																																																																																																																																					
クレーンその他の荷役機械	軽油	7,300,000	0.000064	310	144,832																																																																																																																																																					
基礎工事用機械	軽油	75,000	0.000064	310	1,488																																																																																																																																																					
せん孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	0.000064	310	4,365																																																																																																																																																					
モータグレーダ	軽油	6,400	0.000064	310	127																																																																																																																																																					
締固め機械	軽油	68,000	0.000064	310	1,349																																																																																																																																																					
コンクリート機械	軽油	410,000	0.000064	310	8,134																																																																																																																																																					
舗装機械	軽油	55,000	0.000064	310	1,091																																																																																																																																																					
合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)					379																																																																																																																																																					
建設機械等 機械名	燃料	延べ	N ₂ O	地球	CO ₂ 換算																																																																																																																																																					
		燃料消費量 (L)	排出係数 (kg/L)	温暖化 係数	排出量 (kgCO ₂ e)																																																																																																																																																					
ブルドーザ	軽油	400,000	0.000064	310	7,936																																																																																																																																																					
掘削及び積込機	軽油	7,400,000	0.000064	310	146,816																																																																																																																																																					
運搬機械	軽油	2,700,000	0.000064	310	53,568																																																																																																																																																					
クレーンその他の荷役機械	軽油	2,400,000	0.000064	310	146,316																																																																																																																																																					
基礎工事用機械	軽油	75,000	0.000064	310	1,488																																																																																																																																																					
せん孔機械及びトンネル工事用機械	軽油	220,000	0.000064	310	4,365																																																																																																																																																					
モータグレーダ	軽油	6,400	0.000064	310	127																																																																																																																																																					
締固め機械	軽油	68,000	0.000064	310	1,349																																																																																																																																																					
コンクリート機械	軽油	410,000	0.000064	310	8,134																																																																																																																																																					
舗装機械	軽油	55,000	0.000064	310	1,091																																																																																																																																																					
合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)					322																																																																																																																																																					
<p>p. 8-6-2-5 c) 建設資材の使用</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>																																																																																																																																																								
<p>p. 8-6-2-5 d) 廃棄物の発生</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>																																																																																																																																																								
<p>p. 8-6-2-6 e) 工事の実施による温室効果ガス</p>	<p>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガス排出量を表 8-6-2-3 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものであることから、適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</p>	<p>工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）による温室効果ガス排出量を表 8-6-2-5 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものである。適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</p>																																																																																																																																																								
<p>p. 8-6-2-6 表 8-6-2-5 工事の実施による温室効果ガス (CO₂換算) 排出量</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">温室効果ガス (CO₂換算) 排出量 (tCO₂e)</th> </tr> <tr> <th>小計</th> <th>行為別合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設機械の稼働</td> <td>燃料消費 (CO₂)</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>燃料消費 (N₂O)</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>電力消費 (CO₂)</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td> <td>CO₂</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>合計 (CO₂換算総排出量) (tCO₂e)</td> <td>459,650</td> </tr> <tr> <td>年間 CO₂排出量 (平均) (tCO₂e/年)</td> <td>32,833</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂ e)		小計	行為別合計	建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	48,000	燃料消費 (N ₂ O)	370	電力消費 (CO ₂)	180,000	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	CO ₂	230,000	CH ₄	85	N ₂ O	1,200	合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)	459,650	年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ e/年)	32,833	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">温室効果ガス (CO₂換算) 排出量 (tCO₂e)</th> </tr> <tr> <th>小計</th> <th>行為別合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建設機械の稼働</td> <td>燃料消費 (CO₂)</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>燃料消費 (N₂O)</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>電力消費 (CO₂)</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td> <td>CO₂</td> <td>230,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設資材の搬出</td> <td>CO₂</td> <td>1,100,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>5,300</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物の発生</td> <td>CO₂</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>CH₄</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>合計 (CO₂換算総排出量) (tCO₂e)</td> <td>1,576,080</td> </tr> <tr> <td>年間 CO₂排出量 (平均) (tCO₂e/年)</td> <td>112,514</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂ e)		小計	行為別合計	建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	48,000	燃料消費 (N ₂ O)	370	電力消費 (CO ₂)	180,000	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	CO ₂	230,000	CH ₄	85	N ₂ O	1,200	建設資材の搬出	CO ₂	1,100,000	CH ₄	5,300	N ₂ O	110	廃棄物の発生	CO ₂	11,000	CH ₄	110	N ₂ O	11,000	合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)	1,576,080	年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ e/年)	112,514																																																																																												
区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂ e)																																																																																																																																																									
	小計	行為別合計																																																																																																																																																								
建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	48,000																																																																																																																																																								
	燃料消費 (N ₂ O)	370																																																																																																																																																								
	電力消費 (CO ₂)	180,000																																																																																																																																																								
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	CO ₂	230,000																																																																																																																																																								
	CH ₄	85																																																																																																																																																								
	N ₂ O	1,200																																																																																																																																																								
合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)	459,650																																																																																																																																																									
年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ e/年)	32,833																																																																																																																																																									
区分	温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量 (tCO ₂ e)																																																																																																																																																									
	小計	行為別合計																																																																																																																																																								
建設機械の稼働	燃料消費 (CO ₂)	48,000																																																																																																																																																								
	燃料消費 (N ₂ O)	370																																																																																																																																																								
	電力消費 (CO ₂)	180,000																																																																																																																																																								
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	CO ₂	230,000																																																																																																																																																								
	CH ₄	85																																																																																																																																																								
	N ₂ O	1,200																																																																																																																																																								
建設資材の搬出	CO ₂	1,100,000																																																																																																																																																								
	CH ₄	5,300																																																																																																																																																								
	N ₂ O	110																																																																																																																																																								
廃棄物の発生	CO ₂	11,000																																																																																																																																																								
	CH ₄	110																																																																																																																																																								
	N ₂ O	11,000																																																																																																																																																								
合計 (CO ₂ 換算総排出量) (tCO ₂ e)	1,576,080																																																																																																																																																									
年間 CO ₂ 排出量 (平均) (tCO ₂ e/年)	112,514																																																																																																																																																									
<p>p. 8-6-2-6 ア) 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減するため、「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者の実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）による温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>	<p>本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減するため、「低炭素型建設機械の採用」、「高負荷運転の抑制」、及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討したさらに、事業者の実行可能な範囲内で、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）による温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。</p>																																																																																																																																																								

表 14-1 (37) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-6-2-7 表 8-6-2-6 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>(環境保全措置) 低炭素型建設機械の選定</p> <p>(適否の理由) 低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減)の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</p>	<p>(環境保全措置) 低炭素型建設機械の<u>採用</u></p> <p>(適否の理由) 低炭素型建設機械(例えば油圧ショベルではCO₂排出量が従来型に比べ10%低減)の採用により、<u>温室効果ガスの排出量を低減できることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-7 表 8-6-2-6 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>工事従事者への講習・指導</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>建設機械の高負荷運転の抑制、建設機械の点検及び整備による性能維持、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、温室効果ガスの低減が見込まれることから、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-7 表 8-6-2-6 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>副産物の分別・再資源化</u> (実施の適否) <u>適</u> (適否の理由) <u>場内で細かく分別し、再資源化に努めることで、取り扱う副産物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-7 i) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低炭素型建設機械の選定」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」を実施する。</p>	<p>本事業では、工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「<u>低炭素型建設機械の採用</u>」、「高負荷運転の抑制」、「工事規模に合わせた建設機械の選定」、「建設機械の点検及び整備による性能維持」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」、<u>「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」</u>、「<u>工事従事者への講習・指導</u>」及び「<u>副産物の分別・再資源化</u>」を実施する。</p>

表 14-1 (38) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																															
p. 8-6-2-8 表 8-6-2-7(1) 環境保全措置の内容	(種類・方法) 低炭素炭素型建設機械の選定	(種類・方法) 低炭素炭素型建設機械の採用																															
p. 8-6-2-9 表 8-6-2-7(7) 環境保全措置の内容	—	追記																															
p. 8-6-2-9 表 8-6-2-7(8) 環境保全措置の内容	—	追記																															
p. 8-6-2-10 イ) 評価結果	本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う温室効果ガスが排出されるものの、 <u>本事業における温室効果ガス年平均排出量は、東京都における 1 年間あたりの温室効果ガス 57,250 千 tCO₂¹ と比較すると 0.06% 程度であり、表 8-6-2-5 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</u>	本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、建設資材の使用及び廃棄物の発生）に伴う温室効果ガスが排出されるものの、 <u>表 8-6-2-7 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</u>																															
p. 8-6-2-11 イ) 予測の基本的な手法	鉄道施設（駅、換気施設）の供用において、排出される温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設（駅、換気施設）の供用により発生する二酸化炭素（CO ₂ ）とした。	鉄道施設（駅、換気施設）の供用において、排出される温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に予測した。予測対象とした温室効果ガスの対象物質は、鉄道施設（駅、換気施設）の供用により発生する二酸化炭素（CO ₂ ）、 <u>メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の 3 物質とした。温室効果ガス排出量は、二酸化炭素（CO₂）換算で算出した。</u>																															
p. 8-6-2-12 b) 駅施設における廃棄物の発生	—	追記																															
p. 8-6-2-13 d) 鉄道施設（駅、換気施設）の供用による温室効果ガス	鉄道施設（駅、換気施設）の供用に伴い発生する温室効果ガスの排出量を表 8-6-2-8 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものであることから、適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。	鉄道施設（駅、換気施設）の供用に伴い発生する温室効果ガスの排出量を表 8-6-2-11 に示す。また、この数量は関係法令により定められている排出係数等から算出したものである。 <u>適切な環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると予測する。</u>																															
p. 8-6-2-13 表 8-6-2-11 鉄道施設（駅、換気施設）の供用による温室効果ガス（CO ₂ 換算）排出量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>温室効果ガス（CO₂）排出量（tCO₂/年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>59,000</td> </tr> <tr> <td>駅施設において使用する設備機器</td> <td>59,000</td> </tr> <tr> <td>換気施設において使用する設備機器</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>年間 CO₂ 排出量（平均）（tCO₂/年）</td> <td>80,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（tCO ₂ /年）	合計	59,000	駅施設において使用する設備機器	59,000	換気施設において使用する設備機器	21,000	年間 CO ₂ 排出量（平均）（tCO ₂ /年）	80,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">温室効果ガス（CO₂）排出量（tCO₂/年）</th> </tr> <tr> <th>小計</th> <th>行先別合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駅施設において使用する設備機器</td> <td>CO₂</td> <td>59,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">駅施設における廃棄物の発生</td> <td>CH₄</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>N₂O</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>451</td> </tr> <tr> <td>換気施設において使用する設備機器</td> <td>CO₂</td> <td>21,000</td> </tr> <tr> <td>年間 CO₂ 排出量（平均）（tCO₂/年）</td> <td></td> <td>80,451</td> </tr> </tbody> </table>	区分	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（tCO ₂ /年）		小計	行先別合計	駅施設において使用する設備機器	CO ₂	59,000	駅施設における廃棄物の発生	CH ₄	0	N ₂ O	0	合計	451	換気施設において使用する設備機器	CO ₂	21,000	年間 CO ₂ 排出量（平均）（tCO ₂ /年）		80,451
区分	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（tCO ₂ /年）																																
合計	59,000																																
駅施設において使用する設備機器	59,000																																
換気施設において使用する設備機器	21,000																																
年間 CO ₂ 排出量（平均）（tCO ₂ /年）	80,000																																
区分	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（tCO ₂ /年）																																
	小計	行先別合計																															
駅施設において使用する設備機器	CO ₂	59,000																															
駅施設における廃棄物の発生	CH ₄	0																															
	N ₂ O	0																															
	合計	451																															
換気施設において使用する設備機器	CO ₂	21,000																															
年間 CO ₂ 排出量（平均）（tCO ₂ /年）		80,451																															

表 14-1(39) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 8-6-2-13 表 8-6-2-12 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の分別・再資源化</u> (実施の適否) 適 (適否の理由) <u>分別回収施設の設置や利用者への周知を行い、分別、再資源化の徹底を図ること、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-13 表 8-6-2-12 環境保全措置の検討の状況</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 (環境保全措置) <u>廃棄物の処理・処分の円滑化</u> (実施の適否) 適 (適否の理由) <u>廃棄物保管場所について、利用者の利便性や収集作業の効率性を考慮した配置とするとともに、仕切りの設置、色彩または形状の工夫等で区別しやすいようにすることにより、廃棄物の処理、処分の円滑化を図ることで、分別、再資源化及び適正処理を徹底することができ、取り扱う廃棄物の量を低減できることから、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。</u></p>
<p>p. 8-6-2-14 1) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容</p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅、換気施設）の供用による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」及び「設備機器の点検及び整備による性能維持」を実施する。</p>	<p>本事業では、鉄道施設（駅、換気施設）の供用による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「省エネルギー型製品の導入」、「温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理」、「設備機器の点検及び整備による性能維持」、<u>「廃棄物の分別・再資源化」及び「廃棄物の処理・処分の円滑化」</u>を実施する。</p>
<p>p. 8-6-2-15 表 8-6-2-13(4) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 8-6-2-15 表 8-6-2-13(5) 環境保全措置の内容</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>

表 14-1(40) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 8-6-2-15 イ) 評価結果	本事業では、鉄道施設（駅、換気施設）の供用に伴う温室効果ガスが排出されるものの、 <u>本事業における温室効果ガス年平均排出量は、東京都における1年間あたりの温室効果ガス 57,250 千 tCO₂¹と比較すると 0.14%程度であり、表 8-6-2-10 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。</u>	本事業では、鉄道施設（駅、換気施設）の供用に伴う温室効果ガスが排出されるものの、表 8-6-2-13 に示した環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p. 9-3 表 9-1-1-1(2) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働) —	(建設機械の稼働) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-3 表 9-1-1-1(2) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働) —	(建設機械の稼働) 「工事の平準化」を追記
p. 9-4 表 9-1-1-1(3) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) —	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-4 表 9-1-1-1(3) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) —	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) 「工事の平準化」を追記
p. 9-7 表 9-1-2-1(1) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働、仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策、環境保全措置の効果) 住居等周辺環境を考慮した仮囲い等の高さの検討を行ったうえで <u>仮囲い・防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。</u>	(建設機械の稼働、仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策、環境保全措置の効果) <u>仮囲いについて、住居等周辺環境を考慮した高さの検討を行ったうえで防音シート等を設置することで、遮音による騒音の低減効果が見込まれる。なお、防音シートの遮音性能は、透過損失 10dB とされている (ASJ CN-Model 2007)。</u>
p. 9-8 表 9-1-2-1(2) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働) —	(建設機械の稼働) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-9 表 9-1-2-1(3) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) —	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) 「工事従事者への講習・指導」を追記

表 14-1(41) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-9 表 9-1-2-1(3) 大気環境(騒音)に関する環境保全措置の検討結果	(鉄道施設(換気施設)の供用、換気ダクトの曲がり部の設置、環境保全措置の効果) 換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回折による減音効果により、騒音を低減できる。	(鉄道施設(換気施設)の供用、換気ダクトの曲がり部の設置、環境保全措置の効果) 換気施設のダクトに曲がり部を設置することで回折による減音効果により、騒音を低減できる(「 <u>実務的騒音対策指針等</u> 」(日本建築学会)に減音効果が記載されており、 <u>道路の換気設備の予測事例では、約3dBの減音を見込んでいる</u>)。
p. 9-11 表 9-1-3-1(1) 大気環境(振動)に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働) —	(建設機械の稼働) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-12 表 9-1-3-1(2) 大気環境(振動)に関する環境保全措置の検討結果	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) —	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-17 表 9-2-1-1(2) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(切土工等又は既存の工作物の除去、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる</u> 。
p. 9-18 表 9-2-1-1(3) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(トンネルの工事、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(トンネルの工事、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる</u> 。
p. 9-19 表 9-2-1-1(4) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(工事施工ヤード及び工事用道路の設置、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(工事施工ヤード及び工事用道路の設置、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる</u> 。
p. 9-20 表 9-2-1-1(5) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(切土工等又は既存の工作物の除去、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる</u> 。
p. 9-21 表 9-2-1-1(6) 水環境(水質)に関する環境保全措置の検討結果	(トンネルの工事、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(トンネルの工事、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる</u> 。

表 14-1(42) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-25 表 9-2-3-1(2) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(駅、変電施設)の存在、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(切土工等又は既存の工作物の除去及び鉄道施設(駅、変電施設)の存在、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-26 表 9-2-3-1(3) 水環境(水資源)に関する環境保全措置の検討結果	(トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。	(トンネルの工事及び鉄道施設(トンネル)の存在、下水道への排水、環境保全措置の効果) 下水道の利用が可能な地域では、 <u>下水道の管理者と協議して処理方法を確定し、処理したうえで下水道へ排水することで、公共用水域への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-29 表 9-3-2-1(1) 土壌環境(土壌汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去、検討の視点) 土壌汚染の回避又は低減	(切土工等又は既存の工作物の除去、検討の視点) 土壌汚染の回避
p. 9-30 表 9-3-2-1(2) 土壌環境(土壌汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去、検討の視点) 土壌汚染の回避又は低減	(切土工等又は既存の工作物の除去、検討の視点) 土壌汚染の回避
p. 9-30 表 9-3-2-1(2) 土壌環境(土壌汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(トンネルの工事、検討の視点) 土壌汚染の回避又は低減	(トンネルの工事、検討の視点) 土壌汚染の回避
p. 9-30 表 9-3-2-1(2) 土壌環境(土壌汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、環境保全措置の効果) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。	(切土工等又は既存の工作物の除去、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、環境保全措置の効果) 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。
p. 9-30 表 9-3-2-1(2) 土壌環境(土壌汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、措置の区分) 回避 低減	(切土工等又は既存の工作物の除去、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、措置の区分) 回避
p. 9-31 表 9-3-2-1(3) 土壌環境(土壌汚染)に関する環境保全措置の検討結果	(トンネルの工事、検討の視点) 土壌汚染の回避又は低減	(トンネルの工事、検討の視点) 土壌汚染の回避

表 14-1(43) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-31 表 9-3-2-1(3) 土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果	（トンネルの工事、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、環境保全措置の効果）発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。	（トンネルの工事、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、環境保全措置の効果）発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属等の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避できる。
p. 9-31 表 9-3-2-1(3) 土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果	（トンネルの工事、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、措置の区分） 回避 低減	（トンネルの工事、発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底、措置の区分） 回避
p. 9-35 表 9-4-1-1(1) 動物に関する環境保全措置の検討結果	（検討種） —	（検討種） 「河川を生息環境とする保全対象種全般」を追記
p. 9-35 表 9-4-1-1(1) 動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保（環境保全措置の効果） 使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保（環境保全措置の効果） <u>変更する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u>
p. 9-36 表 9-4-1-1(2) 動物に関する環境保全措置の検討結果	（工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） 生息環境の変更をできるだけ小さくすることにより、重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。	（工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息環境の変更をできるだけ小さくすることで、生息地（オギ群集）が70%以上残置され、重要な種への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-37 表 9-4-2-1(1) 植物に関する環境保全措置の検討結果	（林縁保護植栽等による自然環境の確保、環境保全措置の効果） 変更された区域の一部に林縁保護植栽等を行い自然環境の確保を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種への影響を低減できる。	（林縁保護植栽等による自然環境の確保、環境保全措置の効果） 変更された区域の一部に <u>周辺の植生を考慮したうえで、定期的な下刈りを行うなど、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することで、重要な種への影響を低減できる。</u>

表 14-1(44) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-37 表 9-4-2-1(1) 植物に関する環境保全措置の検討結果	(工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果) 工事に伴う改変区域をできるだけ小さくすることにより、重要な種への影響を回避又は低減できる。	(工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果) <u>具体的な生育位置が把握できているため、工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより工事に伴う改変区域をできるだけ小さくすることで、重要な種への影響を回避できる。</u>
p. 9-37 表 9-4-2-1(1) 植物に関する環境保全措置の検討結果	(工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、措置の区分) 回避 低減	(工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、措置の区分) 回避
p. 9-38 表 9-4-2-1(2) 植物に関する環境保全措置の検討結果	(重要な種の移植、環境保全措置の効果) 重要な種を移植することにより、種の消失による影響を代償できる。	(重要な種の移植、環境保全措置の効果) <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境(植生、光及び水分等の条件等)を持つ場所へ移植を行うことにより、重要な種の消失による影響を代償できる。なお、重要な種の移植は工事実施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査(コドラート調査等)を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</u>
p. 9-38 表 9-4-2-1(2) 植物に関する環境保全措置の検討結果	(外来種の拡大抑制、環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	(外来種の拡大抑制、環境保全措置の効果) 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。 <u>また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-39 表 9-4-3-1(1) 生態系に関する環境保全措置の検討結果	—	「工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする」を追記
p. 9-39 表 9-4-3-1(1) 生態系に関する環境保全措置の検討結果	(検討種) —	(検討種) 「河川を生息環境とする保全対象種全般」を追記

表 14-1 (45) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-40 表 9-4-3-1(2) 生態系に関する環境保全措置の検討結果	(環境保全措置) 工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保 (環境保全措置の効果) 使用した工事施工ヤード等に対する動物の生息環境に配慮した緑化、林縁の保護植栽を図ることにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	(環境保全措置) 工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保 (環境保全措置の効果) <u>改変する区域の一部に工事の実施に際し、周辺の植生を考慮した上で、使用した工事施工ヤード等の定期的な下刈りや、適切に管理しながら林縁保護植栽等を図り、その効果を確認することにより、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。</u>
p. 9-40 表 9-4-3-1(2) 生態系に関する環境保全措置の検討結果	—	「外来種の拡大抑制」を追記
p. 9-41 表 9-5-2-1 人と自然との触れ合い(人と自然との触れ合いの活動の場)に関する環境保全措置の検討結果	(鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮、環境保全措置の効果) 鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮は、快適性への影響を低減できる。	(鉄道施設の形状、色合い等の工夫による周辺景観への調和の配慮、環境保全措置の効果) 鉄道施設の形状、 <u>配置</u> 、色合いの工夫による周辺景観への調和の配慮は、快適性への影響を低減できる。
p. 9-43 表 9-6-1-1(2) 環境への負荷(建設工事に伴う副産物)に関する環境保全措置の検討結果	(切土工等又は既存の工作物の除去) —	(切土工等又は既存の工作物の除去) 「発生土を有効利用する事業者への情報提供」を追記
p. 9-44 表 9-6-1-1(3) 環境への負荷(建設工事に伴う副産物)に関する環境保全措置の検討結果	(トンネルの工事) —	(トンネルの工事) 「発生土を有効利用する事業者への情報提供」を追記
p. 9-45 (2) 廃棄物等	—	追記
p. 9-46 9-6-2 温室効果ガス	工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)及び鉄道施設(駅、換気施設)の供用による温室効果ガスの影響を、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-6-2-1 に示す環境保全措置の検討を行った。	工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)及び鉄道施設(駅、換気施設)の供用による温室効果ガスの影響を、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表 9-6-2-1 に示す環境保全措置の検討を行った。
p. 9-46 表 9-6-2-1(1) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(影響要因) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(影響要因) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>
p. 9-46 表 9-6-2-1(1) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) 低炭素型建設機械の選定	(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生、環境保全措置</u>) 低炭素型建設機械の採用

表 14-1(46) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-47 表 9-6-2-1(2) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(影響要因) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(影響要因) 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>
p. 9-47 表 9-6-2-1(2) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) —	(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-47 表 9-6-2-1(2) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行) —	(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、 <u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>) 「副産物の分別・再資源化」を追記
p. 9-48 表 9-6-2-1(3) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(鉄道施設(駅、換気施設)の供用) —	(鉄道施設(駅、換気施設)の供用) 「廃棄物の分別・再資源化」を追記
p. 9-48 表 9-6-2-1(3) 環境への負荷(温室効果ガス)に関する環境保全措置の検討結果	(鉄道施設(駅、換気施設)の供用) —	(鉄道施設(駅、換気施設)の供用) 「廃棄物の処理・処分の円滑化」を追記
p. 9-50 表 9-7-1-1(2) 環境への負荷(発生土置き場)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(建設機械の稼働) —	(建設機械の稼働) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-50 表 9-7-1-1(2) 環境への負荷(発生土置き場)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(建設機械の稼働) —	(建設機械の稼働) 「工事の平準化」を追記
p. 9-52 表 9-7-1-1(4) 環境への負荷(発生土置き場)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) —	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-52 表 9-7-1-1(4) 環境への負荷(発生土置き場)に関する環境保全措置の検討結果【大気質】	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) —	(資材及び機材の運搬に用いる車両の運行) 「工事の平準化」を追記
p. 9-55 表 9-7-1-2(2) 環境への負荷(発生土置き場)に関する環境保全措置の検討結果【騒音】	(建設機械の稼働、工事従事者への講習・指導、環境保全措置の効果) 建設機械の取り扱いについて従業員へ指導を行うことで、不必要な騒音の発生を低減できる。	(建設機械の稼働、工事従事者への講習・指導、環境保全措置の効果) <u>建設機械の使用時における配慮及び建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、騒音の低減が見込まれる。</u>

表 14-1(47) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-56 表 9-7-1-2(3) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【騒音】	（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） —	（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行） 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-57 表 9-7-1-3(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【振動】	（建設機械の稼働、工事従事者への講習・指導、環境保全措置の効果） 建設機械の取り扱いについて従業員へ指導を行うことで、不必要な振動の発生を低減できる。	（建設機械の稼働、工事従事者への講習・指導、環境保全措置の効果） 建設機械の <u>使用時における配慮及び建設機械の点検及び整備による性能維持について、工事従事者への講習・指導を実施することにより、振動の低減が見込まれる。</u>
p. 9-58 表 9-7-1-3(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【振動】	（資材及び機材の運搬に用いる車両の運行） —	（資材及び機材の運搬に用いる車両の運行） 「工事従事者への講習・指導」を追記
p. 9-61 表 9-7-1-7(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） 生息環境の改変をできるだけ小さくすることにより、 <u>重要な種の生息地</u> への影響を回避又は低減できる。	（工事に伴う改変区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息環境の改変をできるだけ小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-61 表 9-7-1-7(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（重要な種の生息環境の創出、環境保全措置の効果） 重要な種の生息環境を創出することで、重要な種の生息環境を代償できる。	（重要な種の生息環境の創出、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息環境を創出することで、重要な種の生息環境を代償できる。</u>
p. 9-61 表 9-7-1-7(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（動物個体等の移動、環境保全措置の効果） 重要な種の生息環境及び個体への影響を代償できる。	（動物個体等の移動、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息環境及び個体への影響を代償できる。</u>
p. 9-62 表 9-7-1-7(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（照明の漏れ出しの抑制、環境保全措置の効果） 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。	（照明の漏れ出しの抑制、環境保全措置の効果） <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うこと</u> で、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。
p. 9-62 表 9-7-1-7(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【動物】	（照明の漏れ出しの抑制、効果の不確実性） なし	（照明の漏れ出しの抑制、効果の不確実性） <u>あり</u>

表 14-1(48) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-63 表 9-7-1-8(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（重要な種の生育環境の全体又は一部を回避、環境保全措置の効果） 重要な種の全体又は一部を回避することで、影響を回避又は低減できる。	（重要な種の生育環境の全体又は一部を回避、環境保全措置の効果） <u>重要な種の生育地への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-63 表 9-7-1-8(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） 工事に伴う変更区域をできるだけ小さくすることにより、重要な種への影響を回避又は低減できる。	（工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生育環境の変更をできるだけ小さくすることで、重要な種への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-63 表 9-7-1-8(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（重要な種の移植、環境保全措置の効果） 重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代償できる。	（重要な種の移植、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことにより、重要な種の消失による影響を代償できる。なお、重要な種の移植は工事实施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査（コドラート調査等）を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</u>
p. 9-64 表 9-7-1-8(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（重要な種の生育環境の創出、環境保全措置の効果） 重要な種の生育環境を創出することで、重要な種の生育環境を代償できる。	（重要な種の生育環境の創出、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生育環境を創出することで、重要な種の生育環境を代償できる。</u>
p. 9-64 表 9-7-1-8(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【植物】	（外来種の拡大抑制、環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。	（外来種の拡大抑制、環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努める。 <u>また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できる。</u>
p. 9-65 表 9-7-1-9(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】	（工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） 重要な種の生息・生育地への影響を回避又は低減できる。	（工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする、環境保全措置の効果） <u>工事ヤード内に設置する諸設備を検討し、設置する設備やその配置を工夫することなどにより生息・生育環境の変更をできるだけ小さくすることで、注目種への影響を回避又は低減できる。</u>

表 14-1(49) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 9-65 表 9-7-1-9(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>（重要な種の生息・生育環境の創出、環境保全措置の効果） 重要な種の生息・生育環境を創出することで、重要な種の生息・生育環境を代償できる。</p>	<p>（重要な種の生息・生育環境の創出、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生息・生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息・生育環境を創出することで、重要な種の生息・生育環境を代償できる。</u></p>
<p>p. 9-66 表 9-7-1-9(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>（重要な種の移植、環境保全措置の効果） 重要な種を移植・播種することで、種の消失による影響を代償できる。</p>	<p>（重要な種の移植、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、代償措置として、消失する環境の近傍において、消失する環境に類似した環境（植生、光及び水分等の条件等）を持つ場所へ移植・播種を行うことにより、重要な種の消失による影響を代償できる。なお、重要な種の移植は工事实施前に対象個体を確定し、生育環境の詳細な調査（コドラート調査等）を実施した上で、専門家の技術的助言を踏まえながら、対象種に係る移植地や手法等の検討を行う。また、移植後においても、生育状況の確認を行うことから、効果が期待できる。</u></p>
<p>p. 9-66 表 9-7-1-9(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>（動物個体等の移動、環境保全措置の効果） 重要な種の生息環境及び個体への影響を代償できる。</p>	<p>（動物個体等の移動、環境保全措置の効果） <u>回避、低減のための措置を講じても生息環境の一部がやむを得ず消失する場合において、重要な種の生息環境及び個体への影響を代償できる。</u></p>
<p>p. 9-67 表 9-7-1-9(3) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>（照明の漏れ出しの抑制、環境保全措置の効果） 設置する照明は極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</p>	<p>（照明の漏れ出しの抑制、環境保全措置の効果） <u>専門家等の助言を得つつ、設置する照明については、極力外部に向けないような配慮による漏れ光の抑制、昆虫類等の誘引効果が少ない照明の採用、適切な照度の設定等を行うとともに、管理上支障のない範囲で夜間は消灯するなど点灯時間への配慮を行うことで、走光性の昆虫類等への影響を低減できる。</u></p>
<p>p. 9-67 表 9-7-1-9(3) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>（照明の漏れ出しの抑制、措置の区分） なし</p>	<p>（照明の漏れ出しの抑制、措置の区分） <u>あり</u></p>
<p>p. 9-68 表 9-7-1-9(4) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【生態系】</p>	<p>—</p>	<p>「外来種の拡大抑制」を追記</p>

表 14-1 (50) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 9-70 表 9-7-1-12(1) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】	—	追記
p. 9-71 表 9-7-1-12(2) 環境への負荷（発生土置き場）に関する環境保全措置の検討結果【温室効果ガス】	—	追記
p. 10-1 (2) 事後調査の項目及び手法	事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1-1 に示す。	事後調査の項目及び手法を、表 10-1-1-1 に示す。 なお、調査地点等の詳細については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していく。
p. 10-3 表 10-1-1-1(1) 事後調査の項目	—	※期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等にも相談しながら、決定する。
p. 10-3 表 10-1-1-1(2) 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設（発生土置き場）に関する事後調査の項目	—	※期間や実施頻度は種によって異なるため、専門家等にも相談しながら、決定する。
p. 10-5 10-1-2 具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難な付帯施設に関する環境保全措置の内容をより詳細なものにするための調査	その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下の通り環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。	その上で、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境への影響が大きい付帯施設である発生土置き場を新たに当社が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、以下の通り環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を、事後調査として実施する。 なお、場所の選定にあたっては、 <u>生物多様性の保全上重要な自然環境・地域をできる限り避けるとともに、本章に示す調査及び影響検討を実施し、第9章に示す環境保全措置を詳細なものにしていく所存である。</u>
p. 10-11 表 10-1-2-4(2) 発生土置き場の設置及び存在に関わる調査手法	(植物) —	(植物) 文献調査：最新の情報を入手可能な時期とする。
p. 10-11 表 10-1-2-4(2) 発生土置き場の設置及び存在に関わる調査手法	(景観) —	(景観) 文献調査：最新の情報を入手可能な時期とする。
p. 10-17 (5) 結果の公表の方法	各調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画、及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行う。	発生土置き場の位置や規模、調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画、及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整のうえで、関係自治体及び地域の住民の方への公表を行う。

表 14-1 (51) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、建設機械の稼働、環境保全措置) ①排出ガス対策型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑤揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制</p>	<p>(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、建設機械の稼働、環境保全措置) ①排出ガス対策型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑤揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制 <u>⑥工事従事者への講習・指導</u> <u>⑦工事の平準化</u></p>
<p>p. 11-3 表 11-1(1) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④低公害型の工事用車両の選定 ⑤揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制</p>	<p>(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④低公害型の工事用車両の選定 ⑤揮発性有機化合物 (VOC) の排出抑制 <u>⑥工事従事者への講習・指導</u> <u>⑦工事の平準化</u></p>
<p>p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(建設機械の稼働、環境保全措置) ①低騒音型建設機械の採用 ②仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 ③工事規模に合わせた建設機械の設定 ④建設機械の使用時における配慮 ⑤建設機械の点検・整備による性能維持 ⑥工事の平準化</p>	<p>(建設機械の稼働、環境保全措置) ①低騒音型建設機械の採用 ②仮囲い・防音シート等の設置による遮音対策 ③工事規模に合わせた建設機械の設定 ④建設機械の使用時における配慮 ⑤建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑥工事の平準化 <u>⑦工事従事者への講習・指導</u></p>
<p>p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、調査結果) 道路交通騒音 (等価騒音レベル L_{Aeq}) は昼間 62~72dB、夜間 58~69dB となっており、2 地点において環境基準を満たしていない。</p>	<p>(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、調査結果) 道路交通騒音 (等価騒音レベル L_{Aeq}) は昼間 62~72dB、夜間 58~69dB となっており、<u>昼間 2 地点、夜間 3 地点</u>において環境基準を満たしていない。</p>
<p>p. 11-5 表 11-1(2) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化</p>	<p>(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化 <u>⑤工事従事者への講習・指導</u></p>

表 14-1 (52) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-7 表 11-1 (3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(建設機械の稼働、環境保全措置) ①低振動型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検・整備による性能維持 ⑤工事の平準化</p>	<p>(建設機械の稼働、環境保全措置) ①低振動型建設機械の採用 ②工事規模に合わせた建設機械の設定 ③建設機械の使用時における配慮 ④建設機械の点検<u>及び</u>整備による性能維持 ⑤工事の平準化 ⑥<u>工事従事者への講習・指導</u></p>
<p>p. 11-7 表 11-1 (3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化</p>	<p>(資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、環境保全措置) ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検<u>及び</u>整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④工事の平準化 ⑤<u>工事従事者への講習・指導</u></p>
<p>p. 11-19 表 11-1 (9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(予測結果) 三次元浸透流解析結果より、非常口(都市部)の地下水の水位の変化量は小さいため、その影響はほとんどないと考える。</p>	<p>(予測結果) 三次元浸透流解析結果より、非常口(都市部)の地下水の水位の変化量は小さいため、その影響はほとんどないと考える。 <u>なお、洗足池公園の地下近傍や図師小野路歴史環境保全地域の地下をシールドトンネルで通過するが、当該地域では地下水の水位の変化はなく、その影響はほとんどないと予測する。</u></p>
<p>p. 11-27 表 11-1 (13) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(評価結果) 切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染を回避させるため、有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の回避<u>又は低減</u>が図られていると評価した。</p>	<p>(評価結果) 切土工等又は既存の工作物の除去による土壌汚染を回避させるため、有害物質の有無の確認と汚染土壌の適切な処理等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の回避が図られていると評価した。</p>
<p>p. 11-29 表 11-1 (14) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(評価結果) トンネルの工事による土壌汚染を回避させるため、発生土に含まれる重金属等の定期的な調査等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の回避<u>又は低減</u>が図られていると評価した。</p>	<p>(評価結果) トンネルの工事による土壌汚染を回避させるため、発生土に含まれる重金属等の定期的な調査等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の回避が図られていると評価した。</p>
<p>p. 11-33 表 11-1 (16) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(動物、環境保全措置) ①資材運搬等の適切化 ②濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置 ③工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保 ④防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑤動物個体の類似環境への誘導 ⑥工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする</p>	<p>(動物、環境保全措置) ①資材運搬等の適切化 ②濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置 ③工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保 ④防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ⑤動物個体の類似環境への誘導 ⑥工事に伴う変更区域をできるだけ小さくする</p>

表 14-1 (53) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-35 表 11-1 (17) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(生態系、環境保全措置) ①濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置 ②防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ③資材運搬等の適切化 ④工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保</p>	<p>(生態系、環境保全措置) ①工事に伴う<u>変更区域をできるだけ小さくする</u> ②濁水処理施設及び仮設沈砂池の設置 ③防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用 ④資材運搬等の適切化 ⑤工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保 ⑥<u>外来種の拡大抑制</u></p>
<p>p. 11-35 表 11-1 (17) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(生態系、評価結果) さらに、工事施工ヤード等の緑化、林縁保護植栽による動物の生息環境の確保等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避又は低減に努める。</p>	<p>(生態系、評価結果) さらに、工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による動物の生息環境の確保等の環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避又は低減に努める。</p>
<p>p. 11-37 表 11-1 (18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、切土工等又は既存の工作物の除去、環境保全措置) ①建設発生土の再利用 ②建設汚泥の脱水処理 ③副産物の分別、再資源化</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、切土工等又は既存の工作物の除去、環境保全措置) ①建設発生土の再利用 ②建設汚泥の脱水処理 ③副産物の分別、再資源化 ④発生土を有効利用する事業者への情報提供</p>
<p>p. 11-37 表 11-1 (18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、切土工等又は既存の工作物の除去、評価結果) 切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物の量を低減させるため、建設発生土の再利用等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価した。</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、切土工等又は既存の工作物の除去、評価結果) 切土工等又は既存の工作物の除去による建設工事に伴う副産物の量を低減させるため、建設発生土の再利用等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の回避又は低減が図られていると評価した。</p>
<p>p. 11-37 表 11-1 (18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、トンネルの工事、環境保全措置) ①建設発生土の再利用 ②建設汚泥の脱水処理</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、トンネルの工事、環境保全措置) ①建設発生土の再利用 ②建設汚泥の脱水処理 ③発生土を有効利用する事業者への情報提供</p>
<p>p. 11-37 表 11-1 (18) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、トンネルの工事、評価結果) トンネルの工事による建設工事に伴う副産物の量を低減させるため、建設発生土の再利用等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価した。</p>	<p>(廃棄物等、建設工事に伴う副産物、トンネルの工事、評価結果) トンネルの工事による建設工事に伴う副産物の量を低減させるため、建設発生土の再利用等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の回避又は低減が図られていると評価した。</p>
<p>p. 11-39 表 11-1 (19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(影響要因の区分) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)</p>	<p>(影響要因の区分) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)</p>

表 14-1 (54) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 11-39 表 11-1 (19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)、予測結果) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に伴い、年間約 32,833t (CO₂換算)の温室効果ガスを排出すると予測する。</p>	<p>(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)、予測結果) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)に伴い、年間約 112,576t (CO₂換算)の温室効果ガスを排出すると予測する。</p>
<p>p. 11-39 表 11-1 (19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)、環境保全措置) ①低炭素型建設機械の選定 ②高負荷運転の抑制 ③工事規模に合わせた建設機械の選定 ④建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑤資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ⑥低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化</p>	<p>(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)、環境保全措置) ①低炭素型建設機械の<u>採用</u> ②高負荷運転の抑制 ③工事規模に合わせた建設機械の選定 ④建設機械の点検及び整備による性能維持 ⑤資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ⑥低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化 <u>⑦工事従事者への講習・指導</u> <u>⑧副産物の分別・再資源化</u></p>
<p>p. 11-39 表 11-1 (19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)、評価結果) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行)に係る温室効果ガスの排出による環境影響を低減させるため、低炭素型建設機械の選定等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価した。</p>	<p>(工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)、評価結果) 工事の実施(建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、<u>建設資材の使用及び廃棄物の発生</u>)に係る温室効果ガスの排出による環境影響を低減させるため、低炭素型建設機械の<u>採用</u>等を確実に実施することにより、事業者により実行可能な範囲内で影響の低減が図られていると評価した。</p>
<p>p. 11-39 表 11-1 (19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(鉄道施設(駅、換気施設)の供用、予測結果) 鉄道施設(駅、換気施設)の供用に伴い、年間約 80,000t (CO₂換算)の温室効果ガスを排出すると予測する。</p>	<p>(鉄道施設(駅、換気施設)の供用、予測結果) 鉄道施設(駅、換気施設)の供用に伴い、年間約 80,451t (CO₂換算)の温室効果ガスを排出すると予測する。</p>
<p>p. 11-39 表 11-1 (19) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価</p>	<p>(鉄道施設(駅、換気施設)の供用、環境保全措置) ①省エネルギー型製品の導入 ②温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③設備機器の点検及び整備による性能維持</p>	<p>(鉄道施設(駅、換気施設)の供用、環境保全措置) ①省エネルギー型製品の導入 ②温室効果ガスの排出抑制に留意した施設の整備及び管理 ③設備機器の点検及び整備による性能維持 <u>④廃棄物の分別・再資源化</u> <u>⑤廃棄物の処理・処分の円滑化</u></p>

表 14-1 (55) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 事 6-1～4	—	「6 これまでに実施した地質調査の概要」を追記
p. 事 7-1～2	—	「7 工事着手までの流れと関係地域住民への説明について」を追記
p. 環 1-1-2 表 1-1-1(2) 建設機械の大気質排出量	—	以下を追記 <u>クローラクレーン (250t)</u> <u>クローラクレーン (250t (一次排出ガス対策型))</u> <u>クローラクレーン (400t)</u> <u>クローラクレーン (400t (一次排出ガス対策型))</u>
p. 環 1-1-3 表 1-1-1(3) 建設機械の大気質排出量	ラフテレーンクレーン (250t) ラフテレーンクレーン (250t (一次排出ガス対策型)) ラフテレーンクレーン (400t) ラフテレーンクレーン (400t (一次排出ガス対策型))	削除
p. 環 1-5-1 1-5 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について	—	<p><u>大気質の予測にあたっては、年平均濃度を予測するため、予測地点及び測定状況を踏まえ、下記の通り設定した。</u></p> <p><u>①現地調査が四季連続1週間測定の予測地点のうち、周辺の一般環境大気測定局と現地調査結果との相関係数が0.7を下回る場合は、現地調査で得られた四季連続1週間のデータを用いた。</u></p> <p><u>②現地調査が四季連続1週間測定の予測地点のうち、周辺の一般環境大気測定局と現地調査結果との相関係数が0.7以上の場合は、一般環境大気測定局の通年データを現地測定結果で補正し、気象条件として用いた。</u></p> <p><u>上記のとおり設定した気象データについて、期間代表性及び地域代表性を次のとおり定義し、誤差のレベルが問題とならないかの検証を行った。</u></p> <p><u>通年データによる予測結果と、同一地点での四季1週間分のデータのみを抜き出したデータによる予測結果との誤差を比較することで、四季1週間のデータが通年のデータを代表するものとして用いることができるかを期間代表性と定義した。</u></p> <p><u>また、現地調査の四季連続1週間のデータによる予測結果と、相関係数0.7以上ある一般環境大気測定局の通年データ(風向・風速)のうち同じ期間分のデータ、すなわち四季1週間のデータを抜き出して補正係数(一般環境大気測定局の風速が現地調査の風速の何倍になるかを計算してとめたもの)を乗じ、そのデータによる予測結果との誤差を比較することで、補正した一般環境大気測定局のデータが</u></p>

表 14-1 (56) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 環 1-5-1 1-5 使用する気象データの期間代表性及び地域代表性による誤差の程度について</p>		<p><u>現地の地域の気象を代表するものとして用いることができるかを地域代表性と定義した。</u></p>
<p>p. 環 2-1-1 表 2-1-1(1) 建設機械の騒音パワーレベル</p>	—	<p>以下を追記 <u>クローラクレーン (250t)</u> <u>クローラクレーン (400t)</u></p>
<p>p. 環 2-1-2 表 2-1-1(2) 建設機械の騒音パワーレベル</p>	<p>ラフテレーンクレーン (250t) ラフテレーンクレーン (400t)</p>	削除
<p>p. 環 2-1-3 2-1-2 工事により発生する騒音が最大となる時期の設定について (例示)</p>	<p>建設機械の稼働に係る騒音の予測において対象時期とした、工事により発生する騒音が最大となる時期は、工事位置ごとの工事工程表(表 3-2-1「評価書資料編 事 3-2-2～3-2-6」参照)及び建設機械の台数(表 3-3-1「評価書資料編 事 3-3-3～3-3-13」参照)に基づき、月別の建設機械の台数と表 2-1-1 の騒音パワーレベルを掛け合わせた合成値を算出し、これが最大となる 1 ヶ月とした。(表記は当該月を含む「工事開始後〇年目」とした。) 03 地点である東雪谷の非常口(非常口 B 地区)の具体的な時期の設定例を下記のとおり示す。 事 3-2-4 の表 3-2-1(3) の工事工程表に基づき建設機械の台数を算出して、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表に示している。この建設機械台数は 1 年毎の集計値で示しているが、月毎に建設機械の台数と騒音パワーレベルを全て掛け合わせた結果、底版・内壁工と到達・発進防護工を行う 35 ヶ月目が最大値となった。具体的には、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表における 3 年目に稼働する建設機械台数のうち、35 ヶ月目においては、底版・内壁工では、クローラクレーン 150 t (15 台/月、107dB/台)、トラッククレーン 150t (3 台/月、102dB/台)、コンクリートポンプ車 90～110 m³/h (7 台/月、112dB/台) を使用し、到達・発進防護工では、クローラドリル 130ps (132 台/月、122dB/台)、ラフテレーンクレーン 25 t (152 台/月、101dB/台) を使用するため、この台数と騒音パワーレベルを掛け合わせた合成値は 144.3dB となる。この数値が全期間を通じて最大となったため、こ</p>	<p>建設機械の稼働に係る騒音の予測において対象時期とした、工事により発生する騒音が最大となる時期は、工事位置ごとの工事工程表(表 3-2-1「評価書資料編 事 3-2-2～3-2-6」参照)及び建設機械の台数(表 3-3-1「評価書資料編 事 3-3-3～3-3-13」参照)に基づき、月別の建設機械の台数と表 2-1-1 の騒音パワーレベルを掛け合わせて合計した値を算出し、これが最大となる 1 ヶ月とした。(表記は当該月を含む「工事開始後〇年目」とした。) 03 地点である東雪谷の非常口(非常口 B 地区)の具体的な時期の設定例を下記のとおり示す。 事 3-2-4 の表 3-2-1(3) の工事工程表に基づき建設機械の台数を算出して、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表に示している。この建設機械台数は 1 年毎の集計値で示しているが、月毎に建設機械の台数と騒音パワーレベルを全て掛け合わせて合計した結果、底版・内壁工と到達・発進防護工を行う 35 ヶ月目が最大値となった。具体的には、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表における 3 年目に稼働する建設機械台数について、月毎に細分化したものを表 2-1-2 に示す。35 ヶ月目においては、底版・内壁工では、クローラクレーン 150 t (15 台/月、107dB/台)、トラッククレーン 150t (3 台/月、102dB/台)、コンクリートポンプ車 90～110 m³/h (7 台/月、112dB/台) を使用し、到達・発進防護工では、クローラドリル 130ps (132 台/月、122dB/台)、ラフテレーンクレーン 25 t (152 台/月、101dB/台) を使用するため、この台数と騒音パワーレベルを掛け合わせて合計した値は 143.3dB となる。こ</p>

表 14-1 (57) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

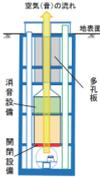
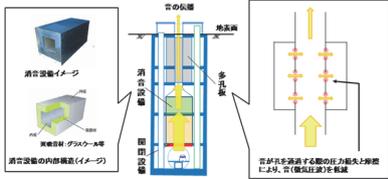
補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 環 2-1-3 2-1-2 工事により発生する騒音が最大となる時期の設定について (例示)</p>	<p>の時期を工事により発生する騒音が最大となる時期と設定した。 予測においては、最大の騒音が発生する到達・発進防護工を対象工種として予測した。</p>	<p>の数値が全期間を通じて最大となったため、この時期を工事により発生する騒音が最大となる時期と設定した。 予測においては、最大の騒音が発生する到達・発進防護工を対象工種として予測した。</p>
<p>p. 環 2-1-3 表 2-1-2 建設機械台数及び騒音パワーレベル (非常口 B 地区・3 年目)</p>	<p>—</p>	<p>追記</p>
<p>p. 環 2-10-1 2-10-1 非常口 (都市部) 区間</p>	<p>これらの設備の設置により、非常口 (都市部) の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない。 なお、山梨リニア実験線での試験結果から開閉設備透過後のパワーレベルを設定 (約 120dB) し、消音設備、多孔板の減衰効果 (評価書 表 8-1-2-30~31) を考慮した上で、評価書 (8-1-2-34~35) 「3) 鉄道施設 (換気施設) の供用、b) 予測式」と同様の予測式を用いて、計算を行った。その結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約 23dB (換気口中心から 20m 離れ、1.2m 高さ) と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。</p>	<p>これらの設備の設置により、非常口 (都市部) の外においては、列車が地下のトンネルを走行する際の騒音の影響はない。以上より、<u>地下における列車の走行騒音については評価項目に選定しない。</u> なお、山梨リニア実験線での試験結果から開閉設備透過後のパワーレベルを設定 (約 120dB) し、消音設備、多孔板の減衰効果 (評価書 表 8-1-2-30~31) を考慮した上で、評価書 (8-1-2-34~35) 「3) 鉄道施設 (換気施設) の供用、b) 予測式」と同様の予測式を用いて、計算を行った。その結果、地下の走行に伴い非常口から発生する列車走行騒音は、約 23dB (換気口中心から 20m 離れ、1.2m 高さ) と予測し、列車走行に伴う騒音の影響はないと考える。<u>開閉設備透過後のパワーレベルの設定にあたっては、山梨リニア実験線模擬立坑の開閉設備の寸法が約 12m²であるのに対し、営業線での開閉設備の寸法が約 50m²であるため、透過後のパワーレベルが開閉設備の面積に比例すると考え以下の補正式にて、開閉設備透過後のパワーレベルを補正した。</u> $\Delta L_s = 10 \log(S_1/S_2)$ S1: 営業線における開閉設備面積 S2: 実験線における開閉設備面積</p>
<p>p. 環 2-10-2 図 2-10-1 開閉設備の配置</p>		 <p>消音設備及び多孔板のイメージ図を追加</p>

表 14-1 (58) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 環 2-10-2 図 2-10-3 多孔板のイメージ	—	追記
p. 環 3-1-1 表 3-1-1(1) 建設機械の基準点振動レベル	—	以下を追記 <u>クローラクレーン (250t)</u> <u>クローラクレーン (400t)</u>
p. 環 3-1-2 表 3-1-1(2) 建設機械の基準点振動レベル	ラフテレーンクレーン (250t) ラフテレーンクレーン (400t)	削除
p. 環 3-1-3 3-1-2 工事により発生する振動が最大となる時期の設定について (例示)	<p>建設機械の稼働に係る振動の予測において対象時期とした、工事により発生する振動が最大となる時期は、工事位置ごとの工事工程表(表 3-2-1「評価書資料編 事 3-2-2～3-2-6」参照)及び建設機械の台数(表 3-3-1「評価書資料編 事 3-3-3～3-3-13」参照)に基づき、月別の建設機械の台数と表 3-1-1 の基準点振動レベルを掛け合わせた合成値を算出し、これが最大となる 1 ヶ月とした。(表記は当該月を含む「工事開始後〇年目」とした。)</p> <p>03 地点である東雪谷の非常口(非常口 B 地区)の具体的な時期の設定例を下記のとおり示す。</p> <p>事 3-2-4 の表 3-2-1(3) の工事工程表に基づき建設機械の台数を算出して、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表に示している。この建設機械台数は 1 年毎の集計値で示しているが、月毎に建設機械の台数と基準点振動レベルを全て掛け合わせた結果、底版・内壁工と到達・発進防護工を行う 35 ヶ月目が最大値となった。具体的には、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表における 3 年目に稼働する建設機械台数のうち、35 ヶ月目においては、底版・内壁工では、クローラクレーン 150 t (15 台/月、40dB/台)、トラッククレーン 150t (3 台/月、40dB/台)、コンクリートポンプ車 90～110m³/h (7 台/月、40dB/台) を使用し、到達・発進防護工では、クローラドリル 130ps (132 台/月、67dB/台)、ラフテレーンクレーン 25 t (152 台/月、40dB/台) を使用するため、この台数と基準点振動レベルを掛け合わせた合成値は 88.3dB となる。この数値が全期間を通じて最大となったため、この時期を工事により発生する振動が最大となる時期と設定した。</p> <p>予測においては、最大の振動が発生する到達・発進防護工を対象工種として予測した。</p>	<p>建設機械の稼働に係る振動の予測において対象時期とした、工事により発生する振動が最大となる時期は、工事位置ごとの工事工程表(表 3-2-1「評価書資料編 事 3-2-2～3-2-6」参照)及び建設機械の台数(表 3-3-1「評価書資料編 事 3-3-3～3-3-13」参照)に基づき、月別の建設機械の台数と表 3-1-1 の基準点振動レベルを掛け合わせて合計した値を算出し、これが最大となる 1 ヶ月とした。(表記は当該月を含む「工事開始後〇年目」とした。)</p> <p>03 地点である東雪谷の非常口(非常口 B 地区)の具体的な時期の設定例を下記のとおり示す。</p> <p>事 3-2-4 の表 3-2-1(3) の工事工程表に基づき建設機械の台数を算出して、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表に示している。この建設機械台数は 1 年毎の集計値で示しているが、月毎に建設機械の台数と基準点振動レベルを全て掛け合わせて合計した結果、底版・内壁工と到達・発進防護工を行う 35 ヶ月目が最大値となった。具体的には、事 3-3-7 の表 3-3-1(3) 建設機械台数表における 3 年目に稼働する建設機械台数について、月毎に細分化したものを表 3-1-2 に示す。35 ヶ月目においては、底版・内壁工では、クローラクレーン 150 t (15 台/月、40dB/台)、トラッククレーン 150t (3 台/月、40dB/台)、コンクリートポンプ車 90～110m³/h (7 台/月、40dB/台) を使用し、到達・発進防護工では、クローラドリル 130ps (132 台/月、67dB/台)、ラフテレーンクレーン 25 t (152 台/月、40dB/台) を使用するため、この台数と基準点振動レベルを掛け合わせて合計した値は 88.2dB となる。この数値が全期間を通じて最大となったため、この時期を工事により発生する振動が最大となる時期と設定した。</p> <p>予測においては、最大の振動が発生する到達・発進防護工を対象工種として予測した。</p>

表 14-1 (59) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																																								
p. 環 3-1-3 表 3-1-2 建設機械台数及び基準点振動レベル（非常口 B 地区・3 年目）	—	追記																																								
p. 環 3-2-1 3-2 一般環境振動現地調査結果	一般環境振動の現地調査結果を表 3-2-1 に示す。	一般環境振動の現地調査結果を表 3-2-1 に示す。 <u>なお地盤の状況については、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく予測に必要となる地盤種別について調査を行った。</u>																																								
p. 環 3-3-1 3-3 道路交通振動現地調査結果	道路交通振動の現地調査結果を表 3-3-1 に示す。なお、調査地点の断面図は騒音と同様である。	道路交通振動の現地調査結果を表 3-3-1 に示す。なお、調査地点の断面図は騒音と同様である。 <u>なお地盤の状況については、「道路環境影響評価の技術手法」に基づく予測に必要となる地盤種別及び地盤卓越振動数について調査を行った。</u>																																								
p. 環 3-10-1～16	—	「3-10 地盤等の条件の違いによる影響について」を追記																																								
p. 環 4-3-1 4-3-1 緩衝工	山梨リニア実験線では数値解析や走行試験等によって開発を推進し緩衝工の効果を検証しており、中央新幹線では図 4-3-1-2 に示す円形の形状の緩衝工を設置することを計画している。	山梨リニア実験線では数値解析や走行試験等によって開発を推進し緩衝工の効果を検証しており、中央新幹線では図 4-3-1-2 に示す円形の形状の緩衝工を設置することを計画している。 <u>山梨リニア実験線においても、緩衝工を設置することで微気圧波を低減できることを確認している。また、試験的に入口緩衝工の延長を約 3 倍にした場合、微気圧波が約 5 割低減できることを確認していることから、緩衝工を延長することで微気圧波を低減できると考える。</u>																																								
p. 環 4-7-1	—	「4-7 多孔板の延長による効果について」を追記																																								
p. 環 6-2-2 表 6-2-2 現地調査結果（流量）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査時期</th> <th>小野路川</th> <th>平川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年8月13日（豊水期）</td> <td>0.022m³/s</td> <td>0.009m³/s</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月18日（低水期）</td> <td>0.023m³/s</td> <td>0.011m³/s</td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	小野路川	平川	平成24年8月13日（豊水期）	0.022m ³ /s	0.009m ³ /s	平成25年1月18日（低水期）	0.023m ³ /s	0.011m ³ /s	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査時期</th> <th colspan="2">鶴見川水系</th> </tr> <tr> <th>小野路川</th> <th>平川</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年8月13日（豊水期）</td> <td>0.022m³/s</td> <td>0.009m³/s</td> </tr> <tr> <td>平成25年1月18日（低水期）</td> <td>0.023m³/s</td> <td>0.011m³/s</td> </tr> </tbody> </table>	調査時期	鶴見川水系		小野路川	平川	平成24年8月13日（豊水期）	0.022m ³ /s	0.009m ³ /s	平成25年1月18日（低水期）	0.023m ³ /s	0.011m ³ /s																				
調査時期	小野路川	平川																																								
平成24年8月13日（豊水期）	0.022m ³ /s	0.009m ³ /s																																								
平成25年1月18日（低水期）	0.023m ³ /s	0.011m ³ /s																																								
調査時期	鶴見川水系																																									
	小野路川	平川																																								
平成24年8月13日（豊水期）	0.022m ³ /s	0.009m ³ /s																																								
平成25年1月18日（低水期）	0.023m ³ /s	0.011m ³ /s																																								
p. 環 6-3-1 表 6-3-1 現地調査結果（流量及びSS）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">豊水期</th> <th colspan="2">低水期</th> </tr> <tr> <th>流量 (m³/s)</th> <th>SS (mg/L)</th> <th>流量 (m³/s)</th> <th>SS (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野路川</td> <td>0.022</td> <td>1</td> <td>0.023</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平川</td> <td>0.009</td> <td>14</td> <td>0.011</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	豊水期		低水期		流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)	流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)	小野路川	0.022	1	0.023	4	平川	0.009	14	0.011	7	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">豊水期</th> <th colspan="2">低水期</th> </tr> <tr> <th>流量 (m³/s)</th> <th>SS (mg/L)</th> <th>流量 (m³/s)</th> <th>SS (mg/L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鶴見川水系</td> <td>小野路川</td> <td>0.022</td> <td>1</td> <td>0.023</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>平川</td> <td>0.009</td> <td>14</td> <td>0.011</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	水系	河川名	豊水期		低水期		流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)	流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)	鶴見川水系	小野路川	0.022	1	0.023	4	平川	0.009	14	0.011	7
河川名	豊水期		低水期																																							
	流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)	流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)																																						
小野路川	0.022	1	0.023	4																																						
平川	0.009	14	0.011	7																																						
水系	河川名	豊水期		低水期																																						
		流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)	流量 (m ³ /s)	SS (mg/L)																																					
鶴見川水系	小野路川	0.022	1	0.023	4																																					
	平川	0.009	14	0.011	7																																					
p. 環 6-3-2 表 6-3-2 予測結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">SS (mg/L)</th> </tr> <tr> <th>豊水期</th> <th>低水期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野路川</td> <td>33.7</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>平川</td> <td>65.0</td> <td>55.7</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	SS (mg/L)		豊水期	低水期	小野路川	33.7	34.9	平川	65.0	55.7	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th colspan="2">SS (mg/L)</th> </tr> <tr> <th>豊水期</th> <th>低水期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鶴見川水系</td> <td>小野路川</td> <td>33.7</td> <td>34.9</td> </tr> <tr> <td>平川</td> <td>65.0</td> <td>55.7</td> </tr> </tbody> </table>	水系	河川名	SS (mg/L)		豊水期	低水期	鶴見川水系	小野路川	33.7	34.9	平川	65.0	55.7																
河川名	SS (mg/L)																																									
	豊水期	低水期																																								
小野路川	33.7	34.9																																								
平川	65.0	55.7																																								
水系	河川名	SS (mg/L)																																								
		豊水期	低水期																																							
鶴見川水系	小野路川	33.7	34.9																																							
	平川	65.0	55.7																																							

表 14-1 (60) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

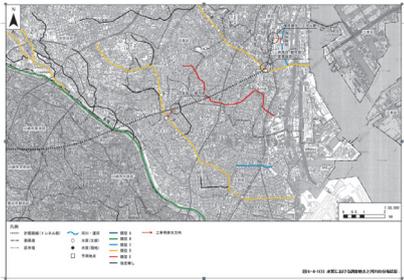
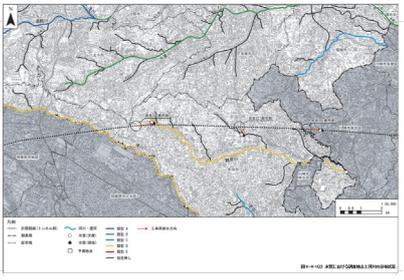
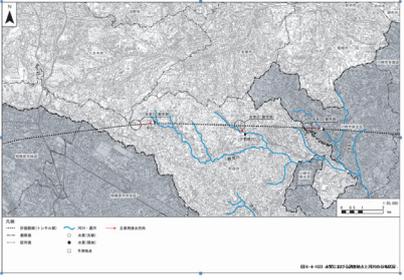
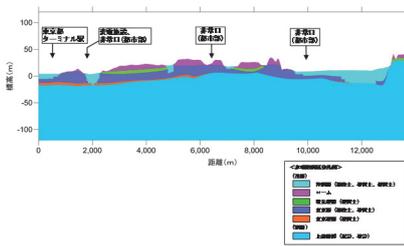
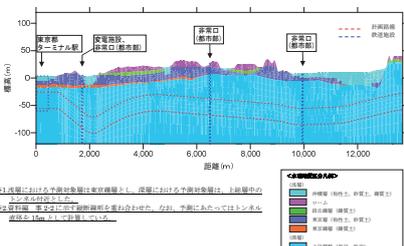
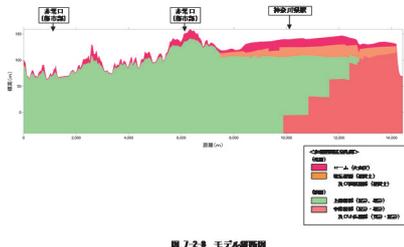
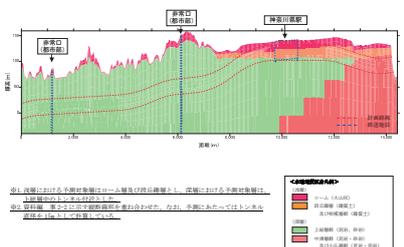
補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																														
<p>p. 環 6-3-2 表 6-3-3 環境基準値との比較</p>	<table border="1" data-bbox="587 277 879 394"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">類型指定</th> <th colspan="2">SS (mg/L)</th> </tr> <tr> <th>予測結果(最大)</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小野路川</td> <td>(D)</td> <td>34.9</td> <td>100mg/L以下*</td> </tr> <tr> <td>平川</td> <td>(D)</td> <td>65.0</td> <td>100mg/L以下*</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	類型指定	SS (mg/L)		予測結果(最大)	基準値	小野路川	(D)	34.9	100mg/L以下*	平川	(D)	65.0	100mg/L以下*	<table border="1" data-bbox="986 277 1378 394"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水系</th> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">類型指定</th> <th colspan="2">SS (mg/L)</th> </tr> <tr> <th>予測結果(最大)</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鶴見川水系</td> <td>小野路川</td> <td>(D)</td> <td>34.9</td> <td>100mg/L以下*</td> </tr> <tr> <td>平川</td> <td>(D)</td> <td>65.0</td> <td>100mg/L以下*</td> </tr> </tbody> </table>	水系	河川名	類型指定	SS (mg/L)		予測結果(最大)	基準値	鶴見川水系	小野路川	(D)	34.9	100mg/L以下*	平川	(D)	65.0	100mg/L以下*
河川名	類型指定			SS (mg/L)																												
		予測結果(最大)	基準値																													
小野路川	(D)	34.9	100mg/L以下*																													
平川	(D)	65.0	100mg/L以下*																													
水系	河川名	類型指定	SS (mg/L)																													
			予測結果(最大)	基準値																												
鶴見川水系	小野路川	(D)	34.9	100mg/L以下*																												
	平川	(D)	65.0	100mg/L以下*																												
<p>p. 環 6-4-3 図 6-4-1(1) 水質における調査地点と河川の分布状況</p>		 <p>対象となる河川を限定して図示</p>																														
<p>p. 環 6-4-5 図 6-4-1(2) 水質における調査地点と河川の分布状況</p>		 <p>対象となる河川を限定して図示</p>																														
<p>p. 環 7-2-7 図 7-2-4 モデル縦断面</p>	 <p>図 7-2-4 モデル縦断面</p>	 <p>図 7-2-4 モデル縦断面</p> <p>計画路線及び鉄道施設を図示 注書きを追記</p>																														
<p>p. 環 7-2-11 図 7-2-8 モデル縦断面</p>	 <p>図 7-2-8 モデル縦断面</p>	 <p>図 7-2-8 モデル縦断面</p> <p>計画路線及び鉄道施設を図示 注書きを追記</p>																														
<p>p. 環 8-1-1 8-1-1 実験線区間の水資源等への影響検討について</p>	<p>山梨リニア実験線においては、工事に先立ち、実験線区間のトンネル掘削に伴う水資源等への影響検討を行っており、その結果は表 8-1-1 のとおりである。</p>	<p>山梨リニア実験線においては、工事に先立ち、実験線区間のトンネル掘削に伴う<u>代表的な</u>水資源等への影響検討を行っており、その結果は表 8-1-1 のとおりである。</p>																														

表 14-1(61) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 環 8-1-1 表 8-1-1 影響検討結果</p>	<p>—</p>	<p>「水資源の減少、枯渇等の状況」欄を追記</p>
<p>p. 環 8-1-2 8-1-2 工事中の影響及び対応</p>	<p>地元と協議の上、測定箇所を選定して継続的に流量観測を行い、減水の兆候を事前に把握するよう努めた。また、より精緻な調査のため一部の地区については、観測用の井戸を設けるなどの対応をとった。その結果、竹居～上黒駒間のトンネル、上黒駒～奥野沢間のトンネル、朝日曾雌～大の入川間のトンネル、大の入川～安寺沢間のトンネルにおいて流量の減少等が観測されたが、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施しており、その後も流量観測を継続し、住民の皆様と協議をしながら、必要な恒久対策を実施している。</p>	<p>実験線の影響予測においては、一部において影響があると予測されたこと、代表的な河川を抽出しており、それ以外の河川に減濁水が生じる可能性もあることから地元と協議の上、測定箇所を選定して継続的に流量観測を行い、減水の兆候を事前に把握するよう努めた。また、より精緻な調査のため一部の地区については、観測用の井戸を設けるなどの対応をとった。その結果、竹居～上黒駒間のトンネル、上黒駒～奥野沢間のトンネル、朝日曾雌～大の入川間のトンネル、大の入川～安寺沢間のトンネルにおいて流量の減少等が観測されたが、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施しており、その後も流量観測を継続し、住民の皆様と協議をしながら、必要な恒久対策を実施している。</p>
<p>p. 環 8-1-2 8-1-3 トンネル工事实施時の水資源に対する対応の基本的な考え方</p>	<p>施工中は河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査を継続的にを行い、トンネル掘削に伴う湧水で地表水の枯渇減少等により地表水利用に対する影響監視を継続的に実施する。工事中に減水・濁水などの兆候が認められた地区については、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施する。具体的には、揚水井戸を設け水道設備に供給したり、トンネル湧水を簡易水道に供給したりする等の対策を実施する。</p> <p>万が一補償が必要な場合は、「公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」（「資料編 8-2 公共事業に係る工事の施工に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領について」参照）に基づいて補償を行う。</p>	<p>山梨リニア実験線区間での影響検討と、本評価書における予測は、ともに水文・地質学的検討を基本に定性的に行っており、水収支解析を実施し定量的に予測している南アルプス区間を除き予測の考え方には基本的に違いはない。そのため施工中は河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査を継続的にを行い、トンネル掘削に伴う湧水で地表水の枯渇減少等により地表水利用に対する影響監視を継続的に実施する。工事中に減水・濁水などの兆候が認められた地区については、住民（水利用者）の生活に支障をきたさぬよう、応急対策を実施する。具体的には、揚水井戸を設け水道設備に供給したり、トンネル湧水を簡易水道に供給したりする等の対策を実施する。</p> <p>万が一補償が必要な場合は、「公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」（「資料編 8-2 公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理について」参照）に基づいて補償を行う。</p>

表 14-1(62) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 環 9-2-1	—	「9-2-1 検討手法について」を追加
p. 環 9-2-1 (1) 地下水低下前における有効土被り圧の算出	地下水の水位低下前の圧密層における有効応力は、下記に示す予測式より 56.4kN/m ² と設定した。なお、単位体積重量については、室内試験結果及び文献等から設定した。	地下水の水位低下前の圧密層における有効応力は、下記に示す予測式より 56.4kN/m ² と設定した。 <u>有効応力の算出に用いた各層厚及び単位体積重量を表 9-2-2 に示す。</u>
p. 環 9-2-1 表 9-2-2 各層厚及び単位体積重量	—	追記
p. 環 9-2-2 (2) 地下水低下後における有効土被り圧の算出	H ₁ : 地下水低下前の地下水位 H ₂ : 地下水低下後の地下水位	H ₁ : 地下水低下前の地下水位 (<u>= 3.3m</u>) H ₂ : 地下水低下後の地下水位 (<u>= 3.7m</u>)
p. 環 10-1-1 10-1 掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について	また、汚染のおそれのある掘削土が確認された場合においては、現場内および周辺への重金属等の拡散を防止するために、被覆、遮水工等の適切かつ合理的な対策工を立案し、施工管理を行うとともに、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(環境省)」等を踏まえながら、土壌汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に運搬、処理を実施していく。	また、汚染のおそれのある掘削土が確認された場合においては、現場内および周辺への重金属等の拡散を防止するために、被覆、遮水工等の適切かつ合理的な対策工を立案し、施工管理を行うとともに、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(環境省)」等を踏まえながら、土壌汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に運搬、処理を実施していく。 <u>工事において基準不適合土壌が発生した場合は、その都度、東京都及び関係区市に報告するとともに、地元の方々にもお知らせし、適切な対策を講じる。</u>
p. 環 13-1-2 13-1-2 国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)の基準について	なお、低レベルの磁界の長期曝露の影響については、世界保健機関(WHO)及びICNIRPによりレビューが行われたが、明確な影響の証拠といえるものはなく、WHOは2007年6月のファクトシート No.322において、恣意的に低レベル曝露制限値を採用する政策は是認されるべきではないことを述べている。	なお、低レベルの磁界の長期曝露の影響については、世界保健機関(WHO)及びICNIRPによりレビューが行われたが、明確な影響の証拠といえるものはなく、WHOは2007年6月のファクトシート No.322において、恣意的に低レベル曝露制限値を採用する政策は是認されるべきではないことを述べている。 <u>長期曝露の影響については、今後も知見の収集に努めていく。</u>

表 14-1 (63) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 環 13-8-1~2 13-8 磁界の測定結果について</p>	<p>山梨リニア実験線で計測した磁界を付属資料 1~11 に示す。各付属資料の内容およびその測定箇所については下記のとおりである。なお、この測定作業は、平成 25 年 12 月 5 日に沿線各都県市（東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、山梨県、静岡県、静岡市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市）の環境審査会と自治体担当者の計 20 名及び報道各社の立会のもと、公開した。</p>	<p>山梨リニア実験線の沿線における磁界の測定データについては、環境影響評価準備書において、測定点 1（超電導磁石から水平 6m の位置：付属資料 4 を参照）で 0.19mT、測定点 2（高架下 8m の位置：付属資料 8 を参照）で 0.02mT という結果を提示した。本測定データ自体は、平成 9 年 3 月に山梨県及び山梨大学の立会のもとに当社が計測したものであり、平成 10 年 6 月の（公財）鉄道総合技術研究所の論文” Environmental Magnetic Fields in the Yamanashi Test Line, T.SASAKAWA et al, QR of RTRI, Vol. 39, No. 2”（付属資料 1 を参照）にて報告された公知のものである。</p> <p>また、山梨リニア実験線において、平成 25 年 12 月 5 日に沿線各都県市（東京都、神奈川県、川崎市、横浜市、相模原市、山梨県、静岡県、静岡市、長野県、岐阜県、愛知県、名古屋市）の環境審査会と自治体担当者の計 20 名及び報道各社の立会のもと、公開で実施した測定作業において計測した磁界データを付属資料 2~12 に示す。測定方法については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について（平成 24 年 8 月 1 日国鉄技第 42 号）」によって通達された「特殊鉄道告示の解釈基準」に規定された IEC62110(2009)及び IEC/T S62597(2011)に則っている。</p> <p>平成 25 年 12 月 5 日の磁界測定公開時の測定結果の有効性については、付属資料 2 にも記載があるが、次のように公知の事実となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の測定方法が国際基準に則った適切なものであることを、電磁気学の専門家にご確認頂いた、具体的には愛知県環境影響評価審査会リニア中央新幹線部会委員の藤原修・名古屋工業大学名誉教授（電磁環境工学）から、国際基準に則った方法により測定していること、測定方法に問題ないとのコメントを頂いており新聞等で報道もなされている。 <p>また、環境影響評価準備書における実測値の有効性についても、次の事実から明らかである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価準備書の測定点 1（超電導磁石から水平 6m の位置：付属資料 4 を参照）及び測定点 2（高架下 8m の位置：付属資料 8 を参照）の山梨県及び山梨大学立ち会いに

表 14-1(64) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
p. 環 13-8-1~2 13-8 磁界の測定結果について		<p>よる実測値に対して、上記のとおり測定方法の有効性が確認された中で行われた平成25年12月5日の磁界測定の開示における測定値は同等（測定点1=0.19mT（準備書）、0.19mT（公開時測定値）、測定点2=0.02mT（準備書）、0.021mT（公開時測定値））であり、値が一貫していることを確認し、準備書に記載の実測値についても改めて有効性を確認した。</p> <p>なお、各付属資料の内容およびその測定箇所については下記のとおりである。</p>
p. 環 13-8-2 13-8 磁界の測定結果について	付属資料12（参考資料3）磁界測定作業公開時の配布資料に記載した12/4測定データ	<p>付属資料12（参考資料3）磁界測定作業公開時の配布資料に記載した12/4測定データ</p> <p>資料の測定結果のうち、×印を付している箇所は運営上の時間的な制約から、12/4及び12/5の測定を行わなかった箇所である。</p>
p. 環 13-8-3~6	—	「付属資料1 山梨リニア実験線における沿線磁界に関する論文」を追記
p. 環 13-9-1~4	—	「13-9 磁界に関する基本的な内容について」を追記
p. 環 14-2-1~4	—	「14-2 カヤネズミの生息地の保全について」を追記
p. 環 15-3-1~15	—	「15-3 外来種の拡大抑制に関する事例」を追記
p. 環 15-4-1~14	—	「15-4 林縁保護植栽の成功事例」を追記
p. 環 16-2-1~2	—	「16-2 生態系におけるハビタットの機能等の変化に対する予測について」を追記
p. 環 18-2-1 (1) 建設発生土	一次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に設定した。	一次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に、 <u>固形回収率を掘進区間0~2kmで70%、2~5kmで50%、5km以上で30%に設定した。</u>
p. 環 18-2-1 (2) 建設汚泥	廃液の発生率は、地中連続壁協会の指針を参考に設定した。	廃液の発生率は、地中連続壁協会の指針を参考に、 <u>廃液処理係数を0.6に設定した。</u>
p. 環 18-2-1 (2) 建設汚泥	二次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に設定した。	二次処理土の発生率は、(財)下水道新技術推進機構のマニュアルを参考に、 <u>固形回収率を掘進区間0~2kmで70%、2~5kmで50%、5km以上で30%に設定した。</u>

表 14-1 (65) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書
<p>p. 環 18-3-1 図 18-3-1-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ</p>		<p>シールドトンネル工事（土圧式）から建設汚泥までの矢印を追記</p>
<p>p. 環 18-4-1</p>	<p>—</p>	<p>「18-4 新たな発生土置き場等の取り扱い」を追記</p>
<p>p. 環 18-6-1</p>	<p>—</p>	<p>「18-6 廃棄物の再生利用等の方法と目標とする量」を追記</p>
<p>p. 環 19-1-3 表 19-1-1(3) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位</p>	<p>—</p>	<p>以下を追記 クローラクレーン (250t) クローラクレーン (250t (一次排出ガス対策型)) クローラクレーン (400t) クローラクレーン (400t (一次排出ガス対策型))</p>
<p>p. 環 19-1-5 表 19-1-1(5) 軽油を燃料とする建設機械の稼働に用いた原単位</p>	<p>ラフテレーンクレーン (250t) ラフテレーンクレーン (250t (一次排出ガス対策型)) ラフテレーンクレーン (400t) ラフテレーンクレーン (400t (一次排出ガス対策型))</p>	<p>削除</p>
<p>p. 環 19-2-1 表 19-2-1 駅施設において使用する設備機器の消費電力量</p>	<p>注 1. 設備機器の稼働時間は 24 時間と仮定し、算出した。</p>	<p>注 1. 設備機器の稼働時間は 24 時間と仮定し、算出した。 注 2. 消費電力量は、各設備機器の積上げ値。 注 3. 照明・コンセント、動力 (EV・ESC)、熱源、空調設備、排煙、換気設備、ポンプ類設備については、メーカーカタログ及び既存の新幹線の実績の数値を参考とした。指令関係設備、駅機械設備、その他については、現在の想定仕様に基づき設定した。</p>
<p>p. 環 19-2-1 表 19-2-2 換気施設において使用する設備機器の消費電力量</p>	<p>注 1. 換気設備の稼働時間は 18 時間を営業時間、6 時間を保守時間と仮定し、算出した。 注 2. その他設備の稼働時間は 24 時間と仮定し、算出した。</p>	<p>注 1. 換気設備の稼働時間は 18 時間を営業時間、6 時間を保守時間と仮定し、算出した。 注 2. その他設備の稼働時間は 24 時間と仮定し、算出した。 注 3. 換気設備、その他設備については、現在の想定仕様に基づき設定した。</p>
<p>p. 環 19-4-1</p>	<p>—</p>	<p>「19-4 CO₂削減のための具体的な取り組みとその効果について」を追加</p>

表 14-1(66) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																								
<p>p. 環 20-1 20 モニタリングについて</p>	<p>また、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境影響の大きい付帯施設（発生土置き場）についても、表 20-1-3 を基本として実施することを考えているが、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等により変更する場合があります、必要により専門家の助言等を踏まえて実施し、結果について公表していく。</p>	<p>また、本評価書において具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難かつ環境影響の大きい付帯施設（発生土置き場）についても、表 20-1-3 を基本として実施することを考えているが、地域の特性や発生土置き場の改変の規模等により変更する場合があります、必要により専門家の助言等を踏まえて実施し、結果について公表していく。</p> <p><u>なお、事業開始後に本事業に係る環境影響について、新たに対応すべき点が生じた場合には、モニタリング調査についても、必要に応じて項目や地点数を追加するなどの検討を行っていく。</u></p>																								
<p>p. 環 20-2 表 20-1-1(2) 工事期間中のモニタリングの計画</p>	<table border="1" data-bbox="555 792 916 1032"> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td> <td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>水質イオン濃度 (pH)</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td> <td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)</td> <td>切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>工事前：1回 工事中：1回以上高水期に実施 トンネル工事に伴い、工事排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> </table>	浮遊物質 (SS)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	水質イオン濃度 (pH)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：1回以上高水期に実施 トンネル工事に伴い、工事排水を放流する箇所の下流地点	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法	<table border="1" data-bbox="991 792 1367 1137"> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td> <td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>水質</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定</td> <td>「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)</td> <td>切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>工事前：1回 工事中：1回以上高水期に実施 トンネル工事に伴い、工事排水を放流する箇所の下流地点</td> <td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> </table>	浮遊物質 (SS)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	水質	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：1回以上高水期に実施 トンネル工事に伴い、工事排水を放流する箇所の下流地点	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法
浮遊物質 (SS)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																							
水質イオン濃度 (pH)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																							
自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：1回以上高水期に実施 トンネル工事に伴い、工事排水を放流する箇所の下流地点	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																							
浮遊物質 (SS)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																							
水質	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：毎年1回高水期に実施 その他、排水放流時の水質については継続的に測定	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																							
自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所の下流地点	工事前：1回 工事中：1回以上高水期に実施 トンネル工事に伴い、工事排水を放流する箇所の下流地点	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																							
<p>p. 環 20-3 表 20-1-1(3) 工事期間中のモニタリングの計画</p>	<table border="1" data-bbox="528 1182 927 1317"> <tr> <td>自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所</td> <td>事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定</td> <td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>酸性化可能性</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所</td> <td>事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定</td> <td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> </table>	自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法	酸性化可能性	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法	<table border="1" data-bbox="975 1182 1374 1361"> <tr> <td>自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所</td> <td>事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定</td> <td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>酸性化可能性</td> <td>切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所</td> <td>事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定</td> <td>「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td>鳥獣</td> <td>工事区域周辺の生息地</td> <td>当該種の生活史及び生息環境等に応じて決定</td> <td>当該種等による生息環境の確保</td> </tr> </table>	自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法	酸性化可能性	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法	鳥獣	工事区域周辺の生息地	当該種の生活史及び生息環境等に応じて決定	当該種等による生息環境の確保				
自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																							
酸性化可能性	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																							
自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																							
酸性化可能性	切土工、トンネル工事及び工事施工ヤードの設置に伴い排水を放流する箇所	事前の調査結果等に基づき実施の時期、頻度を決定	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																							
鳥獣	工事区域周辺の生息地	当該種の生活史及び生息環境等に応じて決定	当該種等による生息環境の確保																							
<p>p. 環 20-3 20 モニタリングについて</p>	<p>—</p>	<p><u>資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルートに追加や変更があった場合には、必要に応じて調査地点の追加や変更を行う。</u></p> <p><u>なお、工事期間中のモニタリングの結果により、必要となる場合には追加的な環境保全措置の検討を行う。</u></p> <p><u>動物に関するモニタリングについては、調査範囲を種ごとの特性、生息環境に応じ、専門家等の助言を踏まえて設定していく。また、その結果について必要に応じて専門家の助言を得て、適切な環境保全措置を検討する。</u></p>																								

表 14-1(67) 補正前の環境影響評価書からの主な相違点

補正後の環境影響評価書の該当箇所	補正前の環境影響評価書	補正後の環境影響評価書																				
<p>p. 環 20-4 20 モニタリングについて</p>	<p>—</p>	<p>完成後のモニタリング（測定）の結果、列車走行振動について「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」に示す勧告値を上回った場合には因果関係を把握し、必要な環境保全措置を講じていく。 また、列車走行に係る微気圧波についても、測定値が予測値を大幅に上回り、衝撃音（ドン音）や周辺家屋の窓枠や戸が著しく振動する場合には因果関係を把握し、必要な環境保全措置を講じていく。</p>																				
<p>p. 環 20-5 表 20-1-3(1) 発生土置き場に関するモニタリングの計画</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="528 645 624 712">浮遊物質量 (SS)</td> <td data-bbox="624 645 719 712">発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点</td> <td data-bbox="719 645 815 712">工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施</td> <td data-bbox="815 645 927 712">「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 712 624 801">水質 自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)</td> <td data-bbox="624 712 719 801">搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングに定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場の排水路等の流末箇所</td> <td data-bbox="719 712 815 801">工事前1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回</td> <td data-bbox="815 712 927 801">「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> </table>	浮遊物質量 (SS)	発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	水質 自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングに定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場の排水路等の流末箇所	工事前1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="975 645 1070 712">浮遊物質量 (SS)</td> <td data-bbox="1070 645 1166 712">発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点</td> <td data-bbox="1166 645 1262 712">工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施</td> <td data-bbox="1262 645 1374 712">「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 712 1070 801">水質 水素イオン濃度 (pH)</td> <td data-bbox="1070 712 1166 801">発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点</td> <td data-bbox="1166 712 1262 801">工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施</td> <td data-bbox="1262 712 1374 801">「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="975 801 1070 891">自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)</td> <td data-bbox="1070 801 1166 891">搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングに定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場の排水路等の流末箇所</td> <td data-bbox="1166 801 1262 891">工事前1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回</td> <td data-bbox="1262 801 1374 891">「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法</td> </tr> </table>	浮遊物質量 (SS)	発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	水質 水素イオン濃度 (pH)	発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法	自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングに定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場の排水路等の流末箇所	工事前1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法
浮遊物質量 (SS)	発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																			
水質 自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングに定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場の排水路等の流末箇所	工事前1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																			
浮遊物質量 (SS)	発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																			
水質 水素イオン濃度 (pH)	発生土置き場の工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前1回 工事中に毎年1回 実施 その他、排水放流時の水質については継続的に実施	「水質汚濁に係る環境基準」に定める測定方法																			
自然由来の重金属 (カドミウム、水銀、セレン、鉛、ひ素、ふっ素、ほう素)	搬入する発生土について、搬入元における土壌汚染のモニタリングに定める基準等との差が小さい場合、発生土置き場の排水路等の流末箇所	工事前1回 工事中に毎年1回実施 工事後に1回	「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める測定方法																			
<p>p. 環 20-6 20 モニタリングについて</p>	<p>モニタリングや供用開始後の測定の結果については、東京都と調整のうえで公表を行う。</p>	<p>モニタリングの具体的な内容については、事業の詳細な計画の進捗にあわせて順次決定していくこととし、モニタリングの結果については、東京都と調整のうえで公表を行う。</p>																				